

平成28年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第161号	財産の取得について(ケーブルテレビセンターモデム)
第3	議案第136号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第137号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第138号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第139号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第140号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第8	議案第141号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
第9	議案第142号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第10	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市デイサービスセンター等)
第11	議案第144号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)
第12	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第13	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)
第14	議案第147号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター)
第15	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第16	議案第149号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第17	議案第150号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第18	議案第151号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第19	議案第152号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
第20	議案第153号	財産の無償譲渡について(栄町ふれあい広場)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第154号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第22	議案第155号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第156号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第157号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第158号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第159号	平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第27	議案第160号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第28		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 6 1 号	財産の取得について（ケーブルテレビセンターモデム）
日程第 3	議案第 1 3 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 3 7 号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 3 8 号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 3 9 号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 4 0 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 1 4 1 号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
日程第 9	議案第 1 4 2 号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について（飛騨市デイサービスセンター等）
日程第 1 1	議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）
日程第 1 2	議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）
日程第 1 3	議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）
日程第 1 4	議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター）
日程第 1 5	議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティーセンター）
日程第 1 6	議案第 1 4 9 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 1 5 0 号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 5 1 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 1 5 2 号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
日程第 2 0	議案第 1 5 3 号	財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）
日程第 2 1	議案第 1 5 4 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 2 2	議案第 1 5 5 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 3	議案第 1 5 6 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 5 7 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 5	議案第 1 5 8 号	平成 2 8 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 6	議案第 1 5 9 号	平成 2 8 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 7	議案第 1 6 0 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 8		一般質問

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	藤東	井佐	義藤	昌司
代表監査委員	野清	村水	久雅	徳貢
会計管理者	清水	上腰	明	廣豊
総務部長	石湯	之下		宏誠
財政課長	柚柏	原木	雅孝	行則
教育委員会事務局長	青坂	木場	順哲	一哉
企画部長	佐	藤		
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十中	松垣	昭由	英香
書記				

平成28年 第5回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

通告No.	質 問 者	質 問 事 項	
1	高原 邦子	①市政をより市民が身近に、理解し、参加、協力できるためには ②監査業務に対する市の考え方を問う	6日午前
2	中村 健吉	①雇用促進住宅民間売却後の跡地利用計画について	〃
3	澤 史朗	①災害時の対応は万全か ②入園・入学祝金について ③市職員の勤務体制について	6日午後
4	洞口 和彦	①空き家対策について ②先端科学都市構想の推進事業の推進について	〃
5	中嶋 国則	①空き家対策（農地等付き物件の売買）について ②木質バイオマス活用促進事業について ③市道下野～信包線の急勾配解消について	〃
6	野村 勝憲	①飛騨市の地方創生の取り組みとまちづくりについて ②古川祭がユネスコ無形文化遺産となった後の取り組みについて ③海外・国内で友好交流都市提携を結び交流促進を図る	7日午前
7	仲谷 丈吾	①飛騨市の文化財について ②飛騨市の防災について	〃
8	前川 文博	①市有財産について ②学校の熱中症対策について	〃
9	徳島 純次	①災害に対する事前対策について	7日午後
10	住田 清美	①高齢者福祉について ②病児・病後児保育について	〃

※時間の関係上、午後からの予定者が午前となる場合があります。

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 11 番、野村勝憲君、12 番、森下真次君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 161 号 財産の取得について (ケーブルテレビセンターモデム)

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 2、議案第 161 号、財産の取得について (ケーブルテレビセンターモデム) を議題といたします。本案について説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

企画部長、水上雅廣君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長 (水上雅廣)

おはようございます。それでは、財産の取得について説明をさせていただきます。

議案第 161 号、次のとおり財産を取得する。1、財産の種類及び数量、ケーブルテレビセンターモデム 1 式。2、取得の目的、ケーブルテレビセンターモデムの更新。3、取得金額、4,298 万 4,000 円。取得先は、名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号、パナソニックシステムネットワークス (株)、システムソリューションズジャパンカンパニー中部社、社長、奥平賢二。

裏面をお願いいたします。取得財産の表示ですが、備品といたしましてセンターモデム機器、これは主にインターネット信号を更新する機械ですけれどもこれが 1 台。それから L3 スイッチ、これは加入者からのインターネット接続要求をプロバイダーへ中継するものであり、これが 1 台。それから無停電電源装置が 2 台ということであります。

今回の財産の取得についてですけれども、機器の老朽化に伴います更新にあわせまして、帯域を増やすことにより通信速度の改善を図りたいということです。落札率は 86.52%、11 月 25 日に仮契約をさせていただいております。

以上よろしく願いいたします。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

裏面の備品、これ大体どのくらいかかるのかということと、更新ということですが、どれくらいの年月持つものなんでしょうか。更新期間も教えていただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

お答えいたします。機器それぞれについて、細かい明細があるわけなんです、L3スイッチが約130万円程度、無停電電源装置が2台で140万円程度、残りがセンターモデムということです。耐用年数は大体10年から15年ということで想定させていただいております。

○13番（高原邦子）

今回、更新はどのくらいの期間だったんでしょうか。更新するのは。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

今回は、古川のセンターモデム、それから神岡のセンターモデム2台を更新するわけです。これは一つにまとめて更新するわけですけど古川町においておりますセンターモデムは平成16年、これは宮川の頃から使っておりましたものを再構築いたしまして使っております。神岡は平成20年ということになっておりまして、それぞれ10年、8年と言う期間になっております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第161号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第161号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１６１号は原案のとおり可決されました。

◆日程第３ 議案第１３６号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第２７ 議案第１６０号 平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第３号）

日程第２８ 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第３、議案第１３６号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第２７、議案第１６０号、平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第３号）までの合わせて２５案件につきましては会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。

２５案件の質疑とあわせて、日程第２８、一般質問を行います。それではこれより順に発言を許可いたします。最初に１３番、高原邦子君。

〔１３番 高原邦子 登壇〕

○１３番（高原邦子）

議長より発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。早いもので師走でございます。一般質問のトップバッターを務めさせていただきたいと思います。

私は、はじめに市政をより市民が身近に、理解し、参加、協力できるためにはということを考えて質問させていただきます。

１１月に開催された各地域の区長さんと市議会議員の意見交換会では、いろいろな意見が出されました。人口減少と高齢化による各地域の実情は、将来の飛騨市に今のままでは深刻な影を落としてゆくであろうことが想像できるものでありました。

意見の一部に市への要望書に対する回答書がとても遅いということが述べられました。３月議会でも私は取り上げたことではありますが、都竹市長になっても要望書への対応が変わっていない証でもあります。また、広大な面積の飛騨市では、職員だけでは対応しきれないところを区長さんに協力願う案件もこの先も出てまいります。特定の地域のまちづくり構想だけでなく、市政は市民との協働が必要になってくると思われます。理想

は職員も住民も目的に一丸となることでありますが、まずは市長と職員が共通の目的意識を持ち、チームワークで市政を運営していくことが必要と考えます。

では、個別に伺います。1 番目、4 月からの要望書に対する件数、回答までの期間、回答の方法を伺います。

2 番目、要望書の回答の前にすぐに対処した事項もあると思うが、そういった場合も含め工事等の着手前には区長に逐次連絡を入れているのかどうか。

3 番目、市が地域住民のためにいろいろなサービスを提供する際、直接訪ねて説明等を行っているのか。回覧板での広報に頼りきっていないだろうか。現場主義を唱えている飛騨市。現場に赴き市民の声を聴く努力をしているのかどうか。情報というものは市政運営にとっても重要であると思いますが、どのように各地域の情報を取得しフィードバックしているのかを伺います。

4 番目、すべての市民の要望に応えられる市政が望まれるのですが、現実には優先順位や緊急性、費用対効果等々を、そして何よりも限りある財源の中での取捨選択が行われているのが現実です。であるのならば、市の事業の執行の際は地元の区長さんには理解してもらい、また市政の遂行にあたっての今後の協力要請にもスムーズに对应していただけるような関係を作っていかなければならないと思いますが、区長さんとの関わりはどのように考えているのか伺います。

5 番目、ある区長が回答を求めた折、「本庁に上がっており市長決裁を待っているところである」と言われたそうです。忙しい市長であることは理解しておりますし、容易に要望書の回答書に判を押せるものではないことも理解していますが、どれくらいの日数を必要と考えていいのかを伺います。

6 番目、締め切り日を決めていないために、このように回答への不満の声が寄せられているのではないだろうか。仕事には時間、期日を設定してやったらどうだろうかと思えます。また、回答書への最終的な責任はどの部署が負っているのかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

おはようございます。それでは最初のご質問、4 月からの要望書に対する件数、回答までの期間、回答状況についてお答えいたします。まず4 月から受付した地区要望は9 6 件で8 8 8 項目におよび、内、基盤・土木系が7 6 9 項目で全体の約8 7 %を占めています。その内1 8 3 項目は、古川土木、高山国道事務所等の所管となっているのが現状です。

回答までの期間ですが、約6 割は3 ヶ月未満で回答していますが、4 割は3 ヶ月以上要し、5 ヶ月以上かかったものも1 割弱の7 6 項目ありました。回答方法につきましては、基本的には区長に連絡し手渡しで行っていますが、中には区長の申し出により郵送

しているものもあります。

2点目のご質問、要望書の回答の前にすぐに対処した場合や工事等の着手前には、逐次連絡を入れているのかについてお答えします。基本的には、現地立会いをお願いし、工事内容や着工予定など口頭で説明していますが、簡単な修繕など軽微なものや急を要するものについては、省略することもあります。改めて調べてみますと、工事全体の丁寧な説明が欠けていたことにより、区長さんや地域にご心配をおかけした事案があったことも事実で、今後改善してまいります。

3点目のご質問、市がサービスを提供する際、直接訪ねて説明を行っているのか。どのように各地区の情報を取得しフィードバックしているのかについてですが、新体制になり、より一層現場主義を徹底し、要望を頂いたら現場に赴き要望内容や対応方針などを確認しています。また、その場合、できる限り区長に立ち会っていただき、双方で確認しながら、何かしらの解決策が図られるよう対処しているところです。

その他、市長あての「どうやなボックス」に寄せられるご意見や様々な意見交換会などで寄せられる意見についても、関係課に連絡して対応すると同時に、対応を行ったものはできる限り、ご意見をいただいた方に直接回答を行うよう努めているところです。

次に、4点目のご質問、区長との関わりはどのように考えているのかについてですが、全ての要望に対応していくことは、財源や事案の必要性、緊急性、公平性などから困難ではありますが、「出来ない」だけでなく、地域の要望にできる限り寄り添えるよう、代替案を示すなど極力理解を得ながら対応を行うよう努めております。

また、地域の代表者である区長との関わりについては、特に基盤整備関連では、議員ご指摘のとおり、職員だけでは維持管理できていない状況の中で、傷んだ箇所が発見や、身近な側溝清掃や除草、除雪など多岐にわたり、地域の力なしには追いつかない状況であり、何より、しっかりした信頼関係を構築することが大切だと認識し、できる限りの対応をさせていただいている次第です。

職員の数も少なくなり、各地域の情報は、区長さんから得ることが多く、また、地域への周知も区長さんをお願いすることが大変多く感謝しています。ある振興事務所では、年度当初に各種窓口職員を紹介し、相談しやすい環境づくりに努め、区長さんが来庁された折に、要望事項の進捗状況の説明や地域の情報収集を行い、また、緊急時の相互連絡関係を構築しているところです。

5点目の要望書の回答についてどれくらい日数を要すると考えていいのか、6点目の期日を設定しいろいろな仕事をしたらどうか。また、回答書への最終的な責任はどの部署が負っているのかについて、一括してお答えいたします。

要望内容には、事案によってすぐ対応できるものや、直ぐに判断できないもの多大な予算が必要なものなど多種多様であります。したがって、一概にいつまでと決めることはできません。

しかしながら、先ほど回答までの期間の実態を申し上げましたが、回答までに時間が

かかり過ぎていることは事実であり、この場をお借りしお詫び申し上げます。

回答に時間がかかっている理由の一つとして、要望処理の仕組みに原因がありこれを改善する必要があると考えております。

現在の流れを申し上げますと、まず、複数の担当課にまたがる地区要望については、各振興事務所で受付したもの、基盤整備部で受付したものを問わず、すべて総務課に送付されます。今年度ですと、628項目におよびます。総務課では、これらを担当課に振り分け、それを受けた部署では、現地調査等を行った上で回答書を作成します。そして、各部署で回答書の決裁終了後、総務課において取りまとめ、複数の部署全部の回答が揃ってから該当地区に回答しています。このため、一項目でも報告が遅れますと全て遅れることにもなります。

また、正式な文書回答は遅れるとしても、対応方針や目処などをできる限り早く口頭でお伝えし、回答書には「後日回答」とさせていただくなど、どれだけでも早く回答していくことが必要で、そうしたことが区長との信頼関係を築く上で重要ではないかと思っています。

そこで、回答までのおおむねの目標として、市で対応できる事案につきましては、1ヶ月、遅くとも2ヶ月以内には回答できるよう努力していきたいと考えております。

なお、回答書の内容については、作成した所管部署が責任をもって対応させていただきます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○13番（高原邦子）

要はいつまでという日にちというか締切日を設定することはできないが、答えが出たものについては正式なものではないけれど、伝えていくということですね。

私が責任をどの部署が負っているのかということを聞いたのは、やはり一つの部署が要望書に対して最後まで面倒をみるのがいいのではないかと思います。基盤関係は基盤がと言いましても、やはり催促したりとかどうなっているとかそういった管理するのは総務部だと思うんですね。ですから、その辺のことをどう思われているのか答えていただきたいと思います。

□総務部長（東佐藤司）

区長さんとの直接の窓口は総務課関係の部署が行っております。振興事務所も総務係ということになります。そういったこともありますので最終的には要望書の回答につきまして取りまとめ等は総務が責任を持って行いたいと思います。

後日回答をさせていただき、各部署でバラバラにそれぞれが区長さんのほうへ回答するということになると区長さんの方では区への説明、どれだけの回答がきたのかという管理がしづらいということがありますので、先ほど申しましたように総務課の方で責任を持って全ての回答を取りまとめたいと思っております。

○13番（高原邦子）

確認を取らせてください。私も誤解していたら申し訳ないんですけど、そうしますと出来次第、言っていくのはその担当部署が区長さんへ語っていくと、最終的なものは総務課がやるということなんですか。私、どうもその辺がちょっとよく分からないんですけど。やはりもっと総務にも「ここはこうしました」「ああしました」ということを他の部署も言うべきだし、ちゃんと区長さんにもお話してこの部分は回答しましたとか、回答した部分と回答しなかった部分と最終的なところまで分からないじゃないですか。だから言っていることを分かっただけですか。一つのところが最後まで割り振りしたらその要望書はどうなっているのかと追及することが必要じゃないかということを私は言っているんですけど、どうなんですか。

□総務部長（東佐藤司）

ただいまおっしゃったとおり、そこを管理していくのが総務ということでございます。

○13番（高原邦子）

それでは総務が個々に、全体はまとまっていないけども、発信していくということですね。区長さん等々にその都度。

□総務部長（東佐藤司）

各部署で決裁をとられます。とられたものは総務の方へ上がってきて、総務の方でまとめて区長さんのほうへ複数の場合ですけども、原則手渡しで届けております。ただ、基盤単独のものは基盤の方から同じように区長さんのほうへ手渡しを原則として届けられております。ただ届けたという把握は総務の方でも確認をしております。

○13番（高原邦子）

市長の決裁はどこに入るんですか。

□総務部長（東佐藤司）

それぞれ回答する所管部署で決裁をとります。

○13番（高原邦子）

先ほど言いましたように、市長決裁を待っているというのは各部署がそれぞれに市長決裁を待っていたというように捉えていいのでしょうか。今回。

□総務部長（東佐藤司）

今回の事案がどれに相当するかわかりませんが、原課でまず決裁をとります。複数の課にまたがるものは総務に上がってくるものですから、改めて全体のまとめたものが決裁に回ってきます。その際の決裁は部長決裁です。私のところまでです。個々に市長決裁をとってあるものですから後は、区長さんへ提出してよろしいかというのは私の決裁です。

○13番（高原邦子）

いろいろありますけども、ここでお伺いしたいのは市長決裁、市長お忙しいんですけど、平均どのくらいで判こを押していращやるのかその辺お伺いしたいと思います。

△市長（都竹淳也）

できるだけ早くやっております、そんなに時間はかかっていないと思っております。よほど長い間、市役所を外すということは、2泊3日とかどんなに長くても3泊4日が1、2回だったと思いますのでそれ以上になることは多分なかったと思います。場合によっては夜帰ってきてから決裁を押したり、朝、決裁だけ済ませて行ったりというのがあります。さほど私のところで時間がかかるというのはそんなになんと思っています。

○13番（高原邦子）

私もそう思うんです。ですから本庁に上っており、市長決裁を待っているところなんというふうに区長さんに回答すること自体が間違っていると思うんです。誤解を受けるんですよ。市長がさも溜め込んでいるというようなニュアンスを与えてしまうと。そうですね。市長がちっとも判こを押さんもんで、回答書が回ってこんのやということになりますのでこの辺はしっかりと誤解のないようにしていただきたいと思います。

それで仕事ですね、いろんな期日を持ってすることはなかなかできないっておっしゃったんですけど、私はやはりどんな仕事も1ヶ月なら1ヶ月と、この日をデッドラインと決めて仕事をしていかなきゃ仕事できないですよ。だらだらとなっちゃいますよ。ですから、いろんな仕事によりけりですけど、要望書に関しては上がってきたらいつまでには市長決裁が上がるような方向で書類を作るのかというふうに決めるべきだと思うんですが、どうでしょうかその辺の考えは。

△市長（都竹淳也）

先ほど部長から答弁をさせていただきましたが、今回改めてこのご質問をきっかけに議論いたしまして、1ヶ月遅くとも2ヶ月以内に回答できるようにということで先ほどの部長が答弁で申し上げたとおりですが、そのように目標を立ててやりたいと思います。

どうしても市長決裁までの間、随分判こがあるんです。その辺の簡素化も一つ大事なことでと思っていますので、全体のプロセスも含めて検証しながら目標達成に向かって努力していきたいと思っています。

○13番（高原邦子）

3月の質問のとき、あれでよくなるかなと思ったら、また今回区長さんのほうからそういう声があがったということで質問させてもらっています。市長はおわかりだと思うんですが、これからますます空家対策特別措置法に基づく協議会等々立ち上がったりして、情報を地域の区長さんからあげてもわらななきゃいけないことがいっぱい出てくると思うんです。私は何より今回、市民が身近に市政を理解し参加協力できるということを掲げたのは、私の地域では区長さんは1年ごとに代わるんです。そうでないところもあると思いますが、それぞれ役をやった区長さんが、市の職員からいろんなことを伺ううちに市政というものが、こんなところも市がやったださつとるんやということがよく分かってもらえると思うんですよ。そういう人達が毎年、人が変われば大きなところで人を集めて講演しなくたって、市政は身近なところでもやっていってくれるという研修

にもなる気がしてならないんですね。それをですね、正直言いまして、基盤のほう要望が多いと言われましたが、市民福祉部のことでもいろんなことを言っていられ方がみえます。そして民生委員さんもいろんな形で苦勞されている、そういったときにやはり地元の地域の人達が市政に興味を持っていただき、そして参加して協力していただくということは人口が少なくなる中で本当に大切だと私は思いました。それなのにせっかくの市が予算を使って、税金を使っていろんな事業をしているのに、言葉は悪いですけど宣伝をしないのかと。こんなところも市政はやってくれとということを市民に分かってもらうという努力をした方が同じお金でも生きたお金になると思うんです。ですからその辺のことも心得ていただきたいと思います。

もう一つ、宮川で出された区長さんなんですが、区長の仕事が大変だそうです。重いそうです。ですから効率よく、区長さんに負担が掛からないように、そこも市は考えていく必要があると思うんですよね、区長さんの仕事が多すぎて受ける人もいなくなってくるんじゃないかなというそういった心配もありましたが、市長そういった意見に対してどのようなお考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

この飛騨市の区長制度は、今、住民協働、市民協働と言われますけども、全国的にも非常に優れた、しかも先進的な、これだけ機能しているのはそうなのではないかと思っています。その意味でかなりご負担を掛けながら、ご無理も言いながらお願いしてやる事実は承知いたしております。ただこれが飛騨市全体の、今議員おっしゃられたように市政を理解していただくということにも大いにつながっておりますし、逆に市民の意見を吸い上げていただくという双方向の大きな意味をもっているという議員鋭いご指摘をいただきましたけども、そのとおりだと思っております。ただ、高齢化もある中で受ける人がなかなか少ない、受けた方が非常に大きな負担を受けられるということもありますので、その辺のバランスを考えながらやっていかなければならないと思います。

私は、全国に冠たるこの機能している区長制度というものをしっかり活かすような方向で、しかもそれを永続していけるような方向でなるべくご無理のないように、また、いろんなことを知っていただくような機会をつくることで双方向のことがさらに機能するようにいろいろ考えていきたいと思っております。

○13番（高原邦子）

本当にいろいろ改正をしていくということで前向きな答弁をいただいたと思っております。ぜひ、来年は区長さんと語る会とかあるかもしれませんけども、区長さんからこういった要望書に対する意見が「遅い」という指摘がないようにしていただきたいなと思っております。というのは、書きましたけども全ての要望に答えられるものではないですね、現実。でも、区長さんが出されてくるのは、地域の最大公約数であったり、最小公倍数のものだと思うんですよ。市がやらなきゃいけないのは、市民ニーズに応えること一番やらなきゃいけないのはそこなんですよ、その要望書に対して市がのんびり

構えて対処もしない。昔、千葉の方で「すぐやる課」なんていう課もありましたよね。すぐ住民の要望に応える課なんて、そういったこともあるくらい市民の要望には敏感になってもらいたいし、心を砕いていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2 番目に私は、監査業務に対する市の考え方を問うということでお伺いします。

9 月議会最終日の傍聴やケーブルテレビを見た市民の方々から、監査についていろんなことを聞かれました。しかし恥ずかしい話でありますけども、私自身、監査についてあまり深く考えてこなかったというか、議会からの監査というのも出たことがないし、本当に人任せみたいなのところがあって監査を知らなかったなと思って反省しているところでございます。10 月には代表監査委員から議長宛にお願いなる文書が届きました。議会も市の予算を使っているため、監査対象になることを改めて認識した次第であります。本当に恥ずかしい話でございます。

今議会には財政援助団体監査の結果や、随時検査の結果についても出されてきました。このように書類が出されてきたのは初めてではないかと思います。ホームページにはアップされていますけど、議会に出されてきたのは初めてではないかと思います。

地方分権が推進されてきました。それによって監査のあり方も変容して、多面的になりまして、監査の仕事は大変重くなってきました。しかし、地方自治体の多くは、非常勤での監査委員と議選監査委員で成り立っています。昨今、監査機能の強化が言われており、国でもいろんなところで議論されています。議選委員のあり方については、その廃止も視野に入れて改革を考えられています。

監査業務も多岐に渡り、全てを監査するわけにはいきません。市の全体の事業執行から見れば、ごく一部になっています。監査を受ける市側からすれば、本音では監査はあまり嬉しいものではないかもしれませんが、しかし監査は必要欠くべからざるものなのです。

どのように監査が行われているのか、議選の監査が出ているにもかかわらず、監査委員には守秘義務が課せられているため、議員もあまり実態を知らないのが事実でございます。答えられる範囲で結構ですので答弁願いたいと思います。

初めに、監査項目は、抜き打ちではなく事前に通告されて行われているのか否か。

2 番目、監査で指摘された項目等の改善は監査委員に報告、説明をしているのか。

3 番目、監査委員と意見の相違等があった場合は、どのようにしているのか。

4 番目、地方自治法には場合によってですが、監査する対象によって監査委員の除斥規定が設けられています。除斥行為を取られたケースは今まであったのか否か。除斥の範囲をしっかりと認識して監査をしているのかどうか。

5 番目、外部監査を取り入れている自治体もありますが、飛騨市では外部監査についてはどのように考えておられるのでしょうか。

6 番目、場合によっては専門性等を鑑みて、外部監査がいい場合もあるかと思うんで

すが、そのためには条例制定が必要であります。前もって制定する考えはあるのかないのか。

7 番目、議選の監査委員も参加する制度をとっている現況では、さらに監査の強化のためには研修、調査・研究も必要であると考えます。監査にかかる予算をしっかりと確保していくのか否かを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査業務についてのお尋ねでございます。外部監査の部分は私の権限に属することですので、5 番目と 6 番目の外部監査に関する飛騨市の考え方と条例制定の問題について私からご答弁申し上げたいと思います。

外部監査制度でございますけれども、おさらいでございますが、監査機能の独立性や専門性を確保すると。かつ住民から見てよりわかりやすいものとして、現行の監査への信頼感を向上させるという目的で平成 9 年 6 月の地方自治法一部改正により導入された制度であるということでございます。この外部監査の制度ですが、都道府県、政令指定都市及び中核市では実施が義務付けられている。その他の地方公共団体についてはそれぞれの判断によって条例を制定し実施をするということでございます。

私自身、全国のいくつかの市で外部監査が行われていることは承知しておりまして、以前から飛騨市での導入に関心を持っていたところでございます。

制度を改めてみてみますと、外部監査は 2 つございまして、一つは包括外部監査、もう一つは個別外部監査の 2 種類であります。包括外部監査は毎会計年度ごとに公認会計士などの外部監査員と契約をすると、そして市の財務に関する事務及び経営に関する事業を対象に、年度内に 1 つ又は複数の案件に対して財務監査を行うというのが包括外部監査ということでございます。これに対しまして個別外部監査は、市民、議会、長から外部監査の請求や要求があった場合にその都度外部監査員と契約しまして、当該請求等のあった個別の案件について外部監査を行うという制度でございます。

いずれも地方自治法に実施の手続きが定められておりまして、条例の制定及び実施にあたっては議会の議決が必要となるという仕組みになっております。

全国での導入実績を調べてみたのですが、平成 21 年度からの統計がございまして、平成 21 年度から平成 28 年度までの累計で、政令指定都市、中核市を除いた全国の 723 市、これに町村も含めると 1,651 自治体あるわけですが、このうち包括外部監査を行なったのは 17、個別外部監査を実施したのは 9 市ということでございます。そのほとんどは人口規模の大きな都市ということになっておるわけでございます。723 市の内、包括外部監査は 17、個別外部監査は 9 市ということでございます。

県内の例を調べてみましたところ、瑞穂市と羽島市の 2 市で包括外部監査の導入実績

があったと。それで、両市に状況をうかがってみました。そうしますと、瑞穂市は平成22年度から平成24年度までの3年間実施をしたと。テーマは、公の施設の管理運営のあり方、補助金の執行状況、契約（入札状況）についてということで、毎年テーマを変えていっていると。そして経費が毎年度700万円ということでございます。それから羽島市ですが、平成25年度から平成27年度までの3年間に実施をいたしまして、テーマが委託料等にかかる事務の執行、補助金等にかかる財務事務の執行、公の施設の管理運営ということで、毎年テーマ決めてやられたと。経費はこちらも毎年度756万円ということでございます。なお、両市とも3年間終了後、条例を廃止しているという状況にございました。このように包括外部監査はおおむね3年間を期間とし、年間700万円から750万円くらいをかけ実施するというのが一般的であるということがわかったわけでございます。

ちなみに岐阜県は、平成11年度から包括外部監査を実施しておりまして、こちらのテーマになっておりますのが、県税の賦課徴収業務、それから学校教育に関する事務の執行、産業振興施策に関する事務の執行など、個別性が高いテーマを県の場合は選んでおりまして、この費用は毎年1,080万円ということでございます。

また総務省の調査がございまして、これを見ますと、費用は包括外部監査で平均1,380万円、個別外部監査で平均215万円ということでございます。評価が書いてございまして、見解や認識の相違があるといったマイナス評価もありますが、おおむね良好なものという評価がされているということでございます。

私自身は先ほど申し上げましたように、飛騨市での実施について関心を持っておるわけですが、先ほど申し上げましたように、実施にあたって比較的大きな費用がかかるというような実態もございます。また、監査をできる人というのが自治法で公認会計士等と決まっております、それをどう選ぶのかという課題もございます。こうしたこともございますので、他の市における評価、あるいは効果、それから市民の皆様や議会の反応等について色々な情報を収集いたしまして、導入の可否について研究してまいりたい。その中で、条例制定の可否についても併せて、検討、研究してまいりたいと、このように考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔監査委員事務局長 十松昭英 登壇〕

□監査委員事務局長（十松昭英）

皆さんおはようございます。それでは高原議員のご質問の5項目についてお答えいたします。

ご質問にお答えする前に、監査の概要について簡単にご説明させていただきます。現在行っています監査の種類としては、決算審査、定期監査、財政援助団体監査があり、そのほか毎月の例月現金出納検査などを実施しています。また、本年度は随時監査とし

て外部委託工事監査を実施いたしました。監査は代表監査委員1名と議会選出監査委員1名の合計2名で行われております。

それでは最初のご質問の、監査項目は抜き打ちではなく事前に通告されているのかについてお答えいたします。

監査を実施するにあたっては、飛騨市監査基準に従い、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所、監査項目、提出書類等をおおむね1カ月前に通告し、監査を実施しております。ただし、例月現金出納検査では不明な点や疑義が生じた場合は都度、担当部局に説明を求めています。抜き打ち監査については、指導監査の立場から慎重な運用が必要と考えています。

次に、監査で指摘された項目等の改善は監査委員に報告をしているのかについてお答えいたします。

地方自治法第199条第12項では、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考にして措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする」となっています。監査の報告について、ここ3年、是正措置を必要とする指摘項目がなかったため報告を受けていませんが、軽微な事項等については、その都度、担当部局に対して口頭で指示を行い、特に必要とする場合は文書で指摘し、報告を受けています。

次に、監査委員と意見の相違等があった場合はどのようにしているのかについてお答えいたします。

監査委員と執行部の意見調整の規定は、法律上定められていません。日常的には、監査委員との意見調整は、主に担当部局との間で決算審査時や、例月現金出納検査時に行われています。監査委員からの意見や提言については、基本的には真摯に受け止められ対処されていますが、監査委員の意見に疑問があれば、協議、検討をされ、後日、監査委員にその検討結果を報告され、監査委員が了解される場合、あるいは再度検討される場合などがあります。

次に、自治法には場合（監査対象）によっては、監査委員の除斥が規定されているが、除斥行為を取られたケースは今まであったのか否か。除斥の範囲はしっかりと認識して監査をしているのかについてお答えいたします。

現在までに除斥行為をとられたケースはありませんが、監査委員が監査対象団体役員を退任され、除斥に配慮されたケースはあります。地方自治法の第199条の2に「監査執行の除斥として、監査委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」とあり、これを除斥の範囲と考えています。

最後に、議選の監査委員も参加する制度をとっている現況では、さらに監査の強化のために研修、調査・研究も必要である。監査にかかる予算をしっかりと確保していくのか否かを問うにお答えいたします。

代表監査委員並びに議会選出監査委員は、毎年、全国都市監査委員会総会、東海地区都市監査委員会総会、三地区共催都市監査事務研修会（東海ブロック、北陸ブロック、近畿ブロック）に出席され、その際、全国的な監査の課題や、最新情報を研修されてみえます。そのほか、監査委員それぞれが個人的に調査・研究をされ、現段階では研修の要望などはありませんが、監査方法が大きく変更になる場合など、研修が必要な場合には、予算措置をお願いしたいと考えております。

〔監査委員事務局長 十松昭英 着席〕

○13番（高原邦子）

それで、外部監査に関しては、岐阜市もあつたのではないかなと思うんですけど、飛騨市のようなところで予算かけてという意見がくるだろうなとは思っていました。

しかし、私はいろんなテーマ別に取り入れてもいいんじゃないかなという思いもあるものですから、市長の意見を伺わせていただきました。

それで、私は一番大切なのは、指摘されたことをその部署だけではなくて、全部署が把握することにあると思うんですが、今の事務局長の答弁を聞きますと、指摘されたところだけが認識しているような状況だと思うんですが、私は市が言われたことを共有する必要があると思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

□監査委員事務局長（十松昭英）

説明不足で申し訳ございません。先ほど指摘された事項については、デスクネット等において全職員に通達をしております、こういった部分の指摘があつたのでと注意を踏っているところでございます。

○13番（高原邦子）

本当にせっかくの監査委員の御指摘でありますので、しっかり職員全員が知っていたきたいと思います。

もう1つ、3番目の意見の相違があつた場合というのは、また話し合われて監査委員と持たれるということがわかりました。それで、監査っていうのは、多数決で決まるものではなくて、合議制なんですね。私お願いなる文書を出されたときも、どういったものか分からなかったんですけど、そういったものも議選の監査委員と代表監査委員、しっかりと合議されてやっているのかと思ったらそうではなさそうだったので、合議というのはしっかりと飛騨市の場合はされていますか。

□監査委員事務局長（十松昭英）

はい、合議されております。

○13番（高原邦子）

市長は外部監査というものを小さなところだからということもあってと言われたので、私はますます今の監査制度を充実していかないといけないと思います。そのために、本来、監査のレベルもアップしていくためには、本当にあまりにも細かな、当たり前のようなことを指摘とかするということは情けないことであるし、私は市長にお伺いしたい

んですけど、本来、内部統制がしっかりとできていれば困らないと思うんですね。

ただ、行政が行うことには法令に遵守して、無謬性がないとならないという昔ながらの考え方だと、いろんな問題を起こして、外部監査も導入という流れになってきたようです。でも私は本来内部統制というか、市が内部でしっかりとした基準、法令、違法性諸々、あとミスに対するそういったものに対して、市長はどのように考えていかれているのか。内部統制がしっかりできる組織であれば、監査もいらんんじゃないかと、監査委員もかなり楽になるし、市民も信頼というか、「市の職員の考え方、皆すごい」って納得もするだろうし、その点、内部統制の考え方は市長どのようにお考えですか。

△市長（都竹淳也）

内部統制、今の御質問ですが、制度論としてやる部分とマインドの部分と2つあるんじゃないかと今、伺っていて思いまして、制度論は自治体もいろんな工夫していますけど、例えばこういうときにはこういうチェックを入れる。何かあったときには複数の人間が点検をする。私、市長になってからでも軽微なミスがいろいろありまして、その都度、複数人のチェック体制ということをやっているわけです。そういうことも1つ制度としての内部統制ということだと思います。

もう1つ、議員が無謬性ということにお触れになりましたけど、これは結構大事なことで、役所は失敗があるということはもちろんあってはいけません。あってはいけないんですが、あってはいけないということをあまりにも考えすぎると隠すようになる。何かミスがあったりエラーがあったりすることを、いやそんなことはなかったとか、黙っておくということが起こり得るようになる。

やっぱり人間の組織ですから誤りもあります。それから先ほどの区長の要望の話のように、6カ月かかっているというケースもやっぱりあるわけです。そういうことが実際に不都合なことがあるということを組織の中で認められるといいますか、そういう精神環境を築くことも内部統制につながっていくのではないかと思います。制度の工夫、いろんなチェック体制の工夫というのは積み重ねていくわけですけど、いろんな都合の悪い、指摘されるようなことがあったときに、確かにそういうのはありますと、反省して改善しますというようなマインドを市役所の中に築くことも大事なんじゃないかというようなことを、今、伺って思った次第でございます。

○13番（高原邦子）

私の考えていたとおりの答弁でありましたので、要は一番大事なのは本当に監査されるものというのはごくわずかだから、そこで指摘されたこと、監査というのは、ここ確認取りたいんですけど、監査委員が指摘とか保証とか、それから指導というのを監査委員されますよね。それってされても法的拘束力というのは、事務局長、ありますか。

□監査委員事務局長（十松昭英）

それらにつきましては、強制力はありません。ですが、職員等につきましてはそういった指摘等については真摯に受け止めて、改善すべきところは改善するという状態で

ございます。

○13番（高原邦子）

法的拘束力はないんですけど、監査委員の言われたことというのを、しっかりと全庁把握して、次から失敗のないようにということもあります。

それで、もう1つ市長にお伺いしたいんですけど、はっきり言って人事ローテーションで監査委員事務局も変わったりしますよね。これから先、より専門的に考えていかないといけないですよ。飛騨市は小さい市だからそんなと思わず、しっかりとした監査があるということは市民にとっては本当に安心になるし、信頼が置ける監査というもののあり方というのはとても大切だと思うんですね。そうしたときに、今、人事ローテーションで変わってしまうんですけど、そうじゃなくて、三市一村の首長連合でいろいろ強化が高まっていると思うんですが、23年に確か自治法かなんかが改正されて監査委員事務局等も共同できるというふうになってきているんですよ。私はそういったほうも頭に入れながら、高山市とか下呂市とか、いろんな市長と語る中で統合みたいな形で、その中の専門性を高めるという考え方もしていつてもらいたいなと個人的に思っているんですけど、そういったことに関する市長の考えはありますか。

△市長（都竹淳也）

今伺ってなるほどなと思ったんですが、確かにそういう動きもあるんだろうと思いますし、きっと全国にもいくつかあるんじゃないかと思いますので、研究してみたいと思います。

また、三市一村首長連合の会議で顔を合わす機会はしょっちゅうありますので、ほかの市長さん、村長さんにもそんなことを話してみたいと思います。

それから人事ローテーションのことをお触れになりましたけど、専門性を高めていくということは、市役所、万事全部そうなんですけど、どうしてもこういう小さい役所になりますとなかなか複数でカバーするということができないものですから、専門性を高くすることは大事だと思っています。ことしも人事があるわけですが、今後そうした、なるべく専門性を高くしていけることも考えて行きたいと思っています。そうすることによっていろんなミスをなくしていくということにつながると思いますし、両面で考えていきたいと思っています。

○13番（高原邦子）

よろしくお願いいたします。私も今回、監査というものに対して勉強させていただきましたけど、全国に議員仲間がいて、監査委員している方々からもいろんな話を今回聞きました。皆さん大変な思いで勉強しているんだけど、市民に恥ずかしくないような監査委員になれていないということを言われた中で、つくづく専門性が議員にはないものですから、本当にそれでいいのかと。ですから国も議選監査を廃止の方向にも考えていると思うんです。

なおかつ議選の委員は1年ごとに変わったりとか、2年ごとに変わったりとかしてい

ますし、そういった意味では議会の議選委員のレベルアップもしていかなければいけない、そういった中でしっかりと研修等も積みたいと思うし、しかし代表監査委員はそういった研修費用に関しては個人で持ちなさいということなので、ちょっとその辺は厳しいかなと思うんですけど、その辺を市が、やっぱり監査もそうなんですけど、いろんな意味でレベルアップ、職員の法務関係、そういったものに対してレベルアップしていくように予算もしっかり付けていただきたいと思うんですが、市長、そういった予算に関しては外部監査のことを思えばかからないと思うので、どうでしょうか、しっかりと予算付けていただけると約束していただけますでしょうか。

△市長（都竹淳也）

来年度予算で検討してまいりたいと思います。先ほど議選監査委員の話が出ましたけど、年交代というのもありますから、議員のどなたが監査委員になってもおかしくないわけです。ことし議員の皆様の研修費用を予算化させていただいていますけど、またそういったところを充実して、皆さんで財務とか、いろんな仕組みを勉強していただくということも1つあるかと思いますので、そういったところも含みあわせながら新年度予算で検討していきたいと思います。

○13番（高原邦子）

どうもありがとうございます。

監査というのは、なかなか難しいと思いますけど、本当に自分自身が監査委員になったつもりで、なんていろいろ考えるんですけど、今回も出されている「積算はちゃんとしてあります」というのを見ると、自分、積算とかそういったことも分からないし、分からないばかりなのに、監査委員はいろんなところを分かっているといけないんだなんていう思いがあったものですから、監査の能力とかそういったもののアップのためには尽力していきたいと自分自身も思っていますし、勉強していきたいと思っていますけど、今市長からいい答弁をいただきましたので、これをもちまして私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、13番、高原邦子君の一般質問を終わります。次に6番、中村健吉君。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。私が質問いたしますのは、雇用促進住宅民間売却後の土地利用についてです。

本年春、都竹市長は着任早々から市内17カ所で市政懇談会を実施しました。そして全ての会場で市長としてこれから取り組む市政運営姿勢を訴えました。「強みを活かした元気な飛騨市づくり」「いつまでもあんきに暮らせる飛騨市づくり」「誇りの持てる飛騨市づくり」その3つの運営姿勢はぶれること無く、確実に実行推進されて来たと思いま

す。

連日マスコミで報道される飛騨市の行政関係ニュースは、好感と驚きをもって伝えられ、中には奇跡と言われるほどの内容のものもあります。また、アニメ映画の爆発的ヒットに関して、「市内にはそれを見る映画館が無い」と言う寂しい内容の市長談話が全国放映のニュースで紹介され、それが全国の視聴者から飛騨市に好感を抱かれると言う不思議な現象を生みました。

先日、東京の友人で飛騨の国を愛する会のメンバーがメールをくれました。「今、日本中で最も輝いている市は飛騨市だ。飛騨市長は、神ってるんじゃないか」今回の補正予算提案書に記載された案件内容は、先の市政懇談会で市長が訴えた4番目の政策「未来を支える人材に満ちた飛騨市づくり」を意識した内容と思われます。飛騨市の先祖伝来の素材の「天恵物」を確認し、その発展的創造課題と、故郷づくりを実現させるための人材育成を提示したものと思います。

私はこの頃、市内にこれまでとは変わった雰囲気随分と現れてきたと感じております。その一つの例が古川町内の「まちなか観光案内所」の雰囲気です。飛騨市内全域の観光パンフ配備は当然のこと、市民の撮影による市内名勝写真をタイムリーに掲示、科学文化・伝統文化・レジャー施設の紹介、飛騨市の名産品紹介など手作りの「もてなしの心」をもって、常に笑顔で観光客に接する所員の姿は実に好感を与えます。飛騨人の心を感じます。「娑婆に飽きたら古川へ」とは、かつてよく言われた飛騨のキャッチコピーでした。「ついたとて なんとせず ぜんぜのこ まんまのこ」のやんさ節の精神がよみがえってきているのではないかと思います。

先日、案内所の男性所員と話をしました。彼はこう言いました。「君の名は。」のお陰で観光客の方が増えましたが、いつまでもこの人気が続くとは思いません。飛騨市は世界的に有名な宇宙研究施設があり、レールマウンテンバイクや湿原、祭文化があります。そうした宝物を紹介して、来ていただいた方に満足していただき、また来ていただくとか、他の方に飛騨市を紹介していただくためには、常に3ヶ月・半年・1年・10年後を意識した展示や案内をしなければならないと考えています」。この言葉の中に、市民一人一人が飛騨市の持っている魅力をどれだけ理解し、市の将来の発展に向け、どのような研究や努力が必要か真剣に考えている熱い思いを感じることができました。現状を正しく認識し、将来を見越した飛騨市発展計画を描くことの重要性を思います。

今回、私は11月に行われた「地域代表者との意見交換会」で話題になった、雇用促進住宅民間売却問題に関し飛騨市がこの問題をどう捉え、今後どのように関わっていくつもりであるかをお伺いしたいと思います。

先月10月12日、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構は、全国の雇用促進住宅一括売却の入札結果を発表しました。全国1,148カ所2,909棟の住宅を、東西2ブロックに分けて民間に一括売却する入札でしたが、発表では岐阜県が属している西ブロック27府県626カ所1,638棟の物件に対しては1社の応札があり、36

6億2,200万円で東京に本社を置く、アタミ合同会社が落札しました。発表によりますと、今後の予定では今年12月20日に売却契約が締結され、来年3月31日に民間に引き渡され、10年後に古川町杉崎区と神岡町寺林区の2棟の雇用促進住宅が廃止されることになります。

この雇用促進住宅民間売却の話は急に沸き上がったものではなく、2005年の小泉内閣が規制緩和の一環として決定し、2007年の第一次安倍内閣で遅くとも2021年までの廃止を閣議決定していたものであります。当初から市民にとってその跡地の利用開発は気になる問題であり、関心も高く、多くの市民から利用に関する希望やアイデアが寄せられていることも話に聞いております。

杉崎住宅の土地面積は3,776.60平方メートル、寺林住宅の土地面積は5717.92平方メートルの面積を有する場所を、立地環境的にも便利で、多くの意見やアイデアを取り入れて将来的に市民生活のよりどころともなるような施設設備を建設する場所としてアタミ合同会社から購入し、市有地として保有することはできないでしょうか。

雇用促進住宅民間売却について、飛騨市の今後の関わりについてお伺いいたします。

1番目、市内の雇用促進住宅民間売却について、飛騨市としてどのような感想を持つか。

2番目、市の将来のため雇用促進住宅跡地を利用すべく、買い上げることができないか。以上よろしくをお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは、2点のご質問を頂きましたので、それぞれ回答させていただきます。

まず1点目でございます。今回の民間売却について、飛騨市としてどのような感想を持つかというご質問でございます。

市内2地区の雇用促進住宅につきましては、これまで永きにわたり市内の住宅環境を大きく支え一定の役割を担っていただいておりますが、古川宿舎は44年経過、神岡宿舎は37年経過ということで建築後30年以上を経過し、施設の老朽化に加え部屋の間取りなどが現在の生活環境にはそぐわなくなっており、その存続のあり方につきましては、当市に関わらず全国的な課題となっております。このような状況を考えますと、時代の流れの中で今回の売却についてはやむを得ないものと思っております。

他方で、現在の入居者の方が退去を余儀なくされることを防ぐことが重要でございます。国は平成19年度に閣議決定を行い、平成33年度までに施設譲渡か施設廃止かという方針が示された中で、今回落札者があったということは、施設譲渡への方向に進むことになり、平成33年度までの施設廃止ということは無くなりました。

入札条件では、「施設引き渡し後の10年間、現在の入居者につきましては居住させる

こと」、さらに家賃につきましても「引き続き、引き渡し後の１０年間は値上げできないこと」この条件が付されております。市としましては、一定の期間猶予ができたということで、ひとまず安心していただいております。引渡し後の１０年間という期限でございますが、平成３９年の３月ということでございます。

２点目の市の将来のため雇用促進住宅を利用すべく、買い上げすることが出来ないかでございます。

今ほど１点目で答弁させていただきましたが、施設引き渡し後の１０年間は現状維持という条件が付されております。さらに、今回買収されました民間会社が１０年後の施設のあり方について、どのような方針をお持ちであるのかは不明でございます。つまり廃止をされるのか現状を維持されるのか、この状況が現時点では明らかになっておりません。このような状況の中で、１０年後の議論をすることは若干、時期尚早ということがございますので、引き続き情報把握に努めるとともに、今後の推移を注意深く見守りたいと考えております。以上でございます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

○６番（中村健吉）

はい、答弁ありがとうございます。確かに１０年後の問題でございます。そして現在、杉崎の住宅には３世帯、神岡町寺林には２６世帯の方がいらっしゃるということで、早期にどうこうするという問題ではないと思います。しかしながら、先ほど申しましたようにこの飛騨市の市民一人ひとりがこの町をなんとかするんだ。この勢いに乗って、いい住みやすい誇りの持てる市にしたいという思いが高まってきたこの時期に徐々にではありますが、１０年後のことを考えてここをどのように利用するか、その夢を描く仕事も必要でないかと思います。

私が得ていますいろんな意見を言いますと、例えば公的機関がここにできたらどれだけありがたいか。防災の面で言いますと、杉崎区はことしになって戸数も人口も増えております。この飛騨市の中では非常に稀といいますか、特殊とは言いませんけれども進歩している町です。万が一ここで災害が起こったとき、その市民が、区民がどこへ避難すればいいのか。一斉避難する場所として考えられていますのが、現在の杉崎センター、古川中学校、古川西小学校です。しかし中心部から考えますと、古川西小学校、古川中学校へ避難する場合に１キロメートル近い道をいかなければいけない。即座に行けるところではない。また、センターへ１，０００名を超える避難民が入る余裕もない。例えば市民が利用できるような公共のスポーツセンター、あるいは高齢者福祉のなんらかの建物、全天候型のグラウンドゴルフ場、ゲートボール場、一般市民が利用できる雪の中、土の上で練習ができるグラウンド的なもの、そういったものがあるのなら、そしてそこをやってみたいと思う若者が、市民が増えたら建設が可能なことではないかと思います。

私が申し上げましたのは、そうした夢をかける若者たちがその場所があることによって、全市民が納得のできるそういう跡地利用が考えられるのではないかと思うことです。

このことについてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

杉崎・太江区が飛騨市の中でも人口増加地域であることは議員御指摘のとおりでございます。その中で今おっしゃったような避難する場所ですとかあるいは生活環境の整備というのも課題にはなっておるのではないかとということなんですが、そういった意味で市内の他にも若干、人口が集中している地域、一種のダム機能を果たしている地域があるわけですし、社会基盤、公園等々も含めてどうしていくのかというのが一つのテーマであると思っております。今回、ここの雇用促進住宅の跡地を使うかどうかということとはまた別の議論だと思いますけども、何がその地域にとって必要かということについては十分検討していく必要があると思っておりますし、そうした中でももちろん財政面の検討も必要でございます。

また、施設等々については地域との費用の分担と、いろんな論点があるかと思っておりますけども、人口の集中している地域における生活機能の維持のための環境整備ということについてはテーマとして持ちたいと思っておりますし、その中でこうした土地のどこに何があるのか、何があるのかについても検討してまいりたいと思っております。

○6番（中村健吉）

前向きなお気持ちありがとうございました。アタミ合同会社がどのような会社であるかは、なかなかインターネット等を使ってもわかりませんので、私、現地へ行ってどのようなところかと、もしできるならばと思って計画はしておるんですけども、大事なことは先ほども言いましたけども、「期間を長くしたり先々を見越して、ここにこういったものがあれば」。まだ他にも意見はたくさんありました。「博物館を作ったらどうか」「地理的に古川、河合、宮川、神岡その人達が集まる場所としてJRの駅もある」、「道も交わっている」、「環境のいい場所で、御岳も乗鞍も見えるこの場所に飛騨市にはない博物館が必要ではないか」。あるいは「文化施設、祭等を含めたいろんな方やいろんな団体が利用できるそういう総合的なカリキュラムセンターみたいなものが可能ではないか」ということが実際に市民から出ておるわけなんです。ですから、これをひとつひとつ市民から声を集めて、こういった形で利用したいということをアタミ合同会社に唾をつけるということとあれなんですけども、少しずつ売ってもらえる。こちらのほうで買う意思があるんだということをこれからぜひやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

9月議会のときに森議員からご質問をいただきまして、飛騨古川の町の中でいろんなものを造ったらどうだという意見がありました。そういったものについて一度整理をし

たらどうかという御意見があつて、それを踏まえまして、つい先日「まちなか整備検討委員会」というものを若い人たちを中心に立ち上げて、今議論を始めたところなんです。私自身、神岡の町も同じように検討していく必要があるなど。これは観光的な面も含め、高齢化が進む中での生活環境の整備等々ということを含めて一度、皆さんの意見を集約する場があるといいなと思っております、そんなことも考えておるんです。今議員からはどちらかと言うと観光、中心市街地ということではなくて、むしろ人口の新しく集中している地域に関してのご提言があつたと捉えさせていただきましたので、またそうしたことも少し考え方を広げてですね、同様の取り組みができることも今後検討してみたいと思います。

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。飛騨市の将来、観光だけでなくここに住む市民が本当に自分たちの誇りの持てる市ということは、実は飛騨市に在住の者だけでなく、ここから出て行った都会で生活している者たちにとっても重大な関心のあることでございます。

先ほどの話、市長の提言の中にあつた楽天と飛騨市ファンクラブ、全国的にどこの市でもやりたかったのになぜそれができるんだ。今や市は全国的な飛騨ではなくて、飛騨市という認識を作っています。ですからその中で将来的にただ土地をおくんじゃなく、ここの市の大切な生活の中心というかそういったものに作り変えるんだというような姿勢も市民の今の、町中にあふれている感情と気持ちを考えたときに、ぜひぜひやる必要があると思います。何とぞこれからもよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、6番、中村健吉君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時33分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き質疑と一般質問を行います。3番、澤史朗君。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

議長より発言の許可を得ましたので、質問させていただきます。

最初に、飛騨市の災害時における対応は万全であるかどうかということについて質問させていただきたいと思います。

ことしに入り4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震と、想定されていない箇所での地震が起きています。熊本地震は最大震度7、鳥取は6弱とそれぞれ大きな被害をもたらしました。飛騨市内では過去に跡津川断層でのマグニチュード7と推定される活断層地震が起きており、このときの震度も7近かったのではないかと考えておりますけども、富山県を含め死者数426人、負傷者数646人、家屋の全半壊・流失2190棟という記録が残っております。これがまた起こるとは考えにくいのですが、飛騨地方には他の断層もあり、東海地方でも南海トラフ地震が予想されています。災害は地震だけとは限りませんが、被害が大きく広範囲にわたるのは大地震と考えられます。そこで今回は特に地震災害に対する市の対応をお尋ねいたします。

1つ目は、避難所にもなっている公共施設の耐震化は予定通り進んでいるのでしょうか。建物自体の耐震化は小中学校をはじめ市役所、振興事務所、町公民館など基準値に達する耐震化は済んでいます。今年度は学校の体育館を調査し順に耐震化を進めていく計画だと聞いております。特に体育館は天井も高く、照明などの吊り物も多く地震の際には危険であり避難所としても使用できなくなります。体育施設である古川町トレーニングセンターと神岡町桜ヶ丘体育館は利用者も多く、使用時に地震が発生した場合を想定すると非常に恐ろしくなります。同様に天井の高い施設であり不特定多数の人が集まる、文化施設の飛騨市文化交流センターや友雪館、そして浴場施設である河合町のゆうわ〜くはうすや流葉Mプラザが挙げられます。一度には無理にしても優先順位をつけ天井を補強をする考えがあるのか問います。

2つ目は、観光客や来訪者に対しての災害時の避難誘導體制が整えられているかどうかという点です。ことしは都竹市政を後押しするかのよう、映画「君の名は。」での聖地巡礼者、そして古川祭のユネスコ無形文化遺産登録と、想定外の観光客が訪れ、今後もしばらく続くものと考えられます。人を呼ぶということは、その人たちの安全も考慮しなくてはなりません。現時点で取られている体制と今後の予定をお聞きしたいと思います。

3つ目は災害が起こった場合に備えて、他市町村と災害時応援協定を結んでおく必要があるのではないかとことです。現在飛騨市では東京都葛飾区と災害時の相互応援協定を結んでおりますが、実は私も今回、話を調べていく中でこのことを初めて知ったのですが、実態はどうか市民には知られていないような気がします。この協定は自治体同士とは限らず、民間企業などと締結し災害時の対応を充実させるものです。岐阜県でも約200の団体と協定を結んでいます。今回、楽天との連携協定の中にドローンを活用した被災時の孤立集落への食料等の運搬が挙げられています。このような協定が現在飛騨市にはどの程度あるのか、また今後の計画はあるのかをお聞きします。今、

ユネスコに登録されたこのチャンスを活かして、全国33カ所の都市の中から相互協力のできる相手を探し、災害協定だけでなく姉妹都市として商工観光、教育文化の多方面にわたっての交流を考えてはどうかと思います。以上、この3点についてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは3点目の、他の市町村との災害時の応援協定について答弁申し上げたいと思います。

大規模な災害が発生いたしますと、自前だけで対応するということはなかなか難しいことでございまして、外部から支援をいただくということが最も迅速な対応になるのではないかとというふうに考えておりまして、そうした際に議員からお尋ねがありましたように、他の市町村との災害時応援協定を締結しておくということが大変重要なことではないかと私も考えております。

実際に、熊本地震の例を見ておりますと、被災直後から、行政、民間問わず、他の地域からの支援を求めるというのが今回自然な流れになっていたと見ておりまして、しかも初動の段階を見ておりますと、首長同士の友好関係の中で個別に支援を求めたケースが相当あったというふうに承知を致しております。

現在の飛騨市の状況でございしますが、お尋ねがありましたように自治体との協定は東京都葛飾区のみということでございます。ちなみに東京の葛飾区とは東日本大震災の時にペットボトルを飛騨市から応援で供給をしたというようなことも行われております。その他には、中部9県1市の災害時等の応援協定、それから岐阜県内の広域防災相互応援体制といったものがございまして、こうしたものを活用することによりまして災害時には、岐阜県以外の県や市町村に支援を要請しまして、また、相互に応援をするという体制になっております。

また、企業や団体等で締結している生活物資や食料の確保に関する協定、社会基盤の応急復旧に関する協定などは21件ございまして、災害時にあたっては支援を要請するという体制になっております。

ちなみに、先ほど触れさせていただきました、東京都葛飾区と飛騨市との災害時相互応援協定でございすけれども、このきっかけは、葛飾区を地盤とする平沢勝栄衆議院議員が古川町にゆかりがあったということをご縁に、平沢議員の地元の葛飾区と旧古川町が応援協定を結びまして、それを飛騨市が引き継いだということになっております。

いずれにいたしましても、そうした形で協定を締結するということになりますと何かのきっかけが要るということなんですね。私自身もそうした中で、首長同士のつながり

を作っていくということが非常に重要ではないかということを考えておりまして、例えば、今般の山・鉾・屋台行事ユネスコ無形文化遺産登録を同時に受けた市というのも一つのつながりでありましょうし、また、飛騨市の歴史の上で関係の深い市、例えば長野県の岡谷、松本という所も夏に訪問してまいったわけですが、糸ひき工場の歴史的つながりがあるわけでございます。また、私自身加入しております「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」というのがございまして、ここの市長さん等とも仲良くさせていただいておりますので、そうしたいろんなつながりをきっかけに、全国各地の市町村長とネットワークをつくり、これをもとに協定の締結ということを図っていくということが大事ではないかと思っております。

こうした信頼関係を作りながら、災害時の応援協定を結ぶわけでありますけれども、当然それのみならず商工観光、教育文化等多方面にわたる交流の輪にも広がっていくのではないかと考えておりまして、そうしたことも含め合わせながらネットワークづくりを図って参りたいとこのように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは1点目の公共施設の耐震は予定どおりに進んでいるかについてお答えします。

公共施設の耐震化につきましては、平成20年に「飛騨市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に挙げています1号特定建築物（多数の方が利用する建築物である一定規模以上の施設）については平成27年度耐震化が終了いたしました。また、平成26年には特定天井（高さ6メートルを超える高さにあり、面積200平方メートルを超え、なおかつ質量が平方メートルあたり2キログラムを超える吊り天井）の耐震について、建築基準法が改正され、文部科学省から学校施設の特定天井の耐震について要請を受け、平成29年度からの工事着手に向けて実施設計を行っているところです。

古川町トレーニングセンターや神岡町桜ヶ丘体育館、河合町ゆうわくはうす、流葉Mプラザについては特定天井の該当ではありません。友雪館につきましては該当いたしますので、避難施設であることから計画的に補強をしてまいります。

また、該当となります飛騨市文化交流センター及び神岡町公民館の大ホールの改修には天井そのものを作り直す必要があり、多額の費用が必要となることから、今後耐震化の進め方と財源の確保について検討が必要であると考えています。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

2つ目のご質問「災害時の観光客等の避難誘導対策」についてお答えいたします。

災害が発生し、観光客や来訪者に対して避難の必要が生じた際には、同報無線、エリアメール、市のホームページ、フェイスブック及びツイッターを利用して避難情報を伝達します。避難所への誘導についての具体的な対策は取っていませんが、地域住民の方の協力を得ながら避難所へ誘導するような対策を講じていきたいと考えています。

ちなみに、高山市においては、同様の通信媒体による情報伝達に加え、外国人観光客対応として英語による無線放送、フリーWi-Fiを利用した情報発信の他、市内ホテルを避難所として使用できるようホテルと協定を結んでいるとのことです。

飛騨市としましても今後、ホテルや旅館など大きな建物を観光客などに提供していただけるよう協定を締結してまいりたいと思います。

また、アルプ飛騨古川を、車中泊の場所や案内所を利用した情報提供拠点として活用できるよう、道の駅を管理する国土交通省と協議を進めていきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。3つの回答をいただきましたので順にお聞きしたいと思います。

最初に市長から答弁をいただきました、災害時応援協定についてですが、東京都葛飾区との災害時応援協定は今ほどの説明で、旧の古川町から関係がありそのまま飛騨市に引き継いだということで、それが平成16年12月の協定になっていたかと思いますが、飛騨市が誕生したのは平成16年2月。それが約10ヶ月間そのままになっていて、12月に締結されたということです。そのとき、東日本大震災のときにこちらからペットボトルをということで、距離的なこともあるのでなかなか人的な協力は無理だったのかと思います。先ほどいいましたように私どもは全然知らなくて、協定があること自体も知らない状況でした。ですから、もうちょっとそれをPRしていく必要があるのではないかと思います。その点いかがお考えでしょうか。

また、中部圏内で他の都市と結んでいる、県内でも何カ所かと結んでいるということですが、いざ、大災害が起きると県内の各都市では、お互いが自分のところで精一杯で、なかなか他のところまで協力するということができない状況になるのではないかと考えます。企業で21社とお聞きしましたが、その今後の方針として首長連合の中から力強いネットワークを構築して、今回のユネスコ登録の飛騨市を除く32市町村と考えながらということですが、お話を聞くと今の状態では十分ではないというお考えのもとで今後、やっていくというような解釈でよろしいでしょうか。まず、この点についてお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、1点目のPRの方法の話ですが、確かにもっとまとめて市民の皆さんにお知らせしていったほうがいいと思いますから、その辺はホームページ等々含めて検討してまいりたいと思います。

それから先ほどの中部圏では、同じように被災するので不都合ではないかということでしたが、東日本大震災と今回の熊本地震をみておきますと、実は発災から比較的最初の段階、数日の段階というのは結構個別の応援協定に基づいて動くんですが、その後、全国市長会や全国町村会が動き始める。そして、全国市長会が仕切ってここにはどこが出すのかということのを割り当てをしていくという流れが今回もございまして、これは東日本大震災以降にだんだんできてきた仕組みであると認識しております。

したがって今回も熊本地震の際に、市民の皆さんから、「なぜ飛騨市はもっと物資をどんどん送らないのか」というお話がありましたが、現在、そうした全体の流れになっております。現地も非常にたくさんの物資がきて受けきれないということがあるので、市長会なんかの交通整理にしがって、次はどこへ出してくださいと言う指示にしがって出していくという流れができておりますので、そこは少し分けて考える必要があるのではないかと思います。ただ、当初の段階で、発災直後はまだそこまでの仕組みが機能していないこともありますし、逆に人的な支援をすぐにいただきたいということもございまして、そうしたところは先ほど申し上げましたような首長同士のつながりみたいなもの。そして結構、熊本地震の際にも首長のつながりがお互いのフェイスブックとかツイッターとか直接のメールによって行なわれていたという事例もかなり見ておりますので、そうした付き合いができるような環境を作っていくことによって初動体制の部分がカバーできてくるのではないかと考えております。

最後に十分ではないと言う認識がどうかとありましたが、やっぱり、こういうものはどこまでいっても十分ということではないというふうに思っておりますし、どこでどういうふうに地震が発生するかもわかりません。1カ所でなくて東日本大震災のように広域にわたって地震が発生するということがあります。備えあれば憂いなしでございますので、できるだけ多くのところと色々な付き合いをしていきたいと考えておるところでございます。

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。市長の幅広いネットワークの下、また新しい協力体制ができるような構築を考えていただきたいと思います。先ほど言いましたけども、地理的なことも考慮しながらぜひ、進めていただきたいと思います。

それでは2つ目の答弁に対してですが、耐震化のことにして少し質問をいたします。

先ほどの答弁で教育施設関係、学校の建物自体は既に耐震化とか多数が利用する施設については建物自体の耐震化は済んでいるということ。つり天井に関して学校施設等は来年度から実際に実施設計に入り徐々に耐震化を進めていくと、その中で部長も申され

たように、阪神淡路大震災のときは道路の崩壊だとかそういうものが目をひいて、なかなか建物の耐震化というのが法律改正まではいかなかったんですけども、東日本大震災に関しては建物の崩壊、当然津波による被害が大きかったんですが、それを踏まえて平成26年に建築基準法が改正され、そこでつり天井のことが細かく言われるようになりました。実際に、震源地から離れた東京都内の九段会館では天井が崩落して2名の死亡者が出たり、他に実際に被害があった施設ですと、東北だけでなくて川崎市のミュージア川崎というホールですけども、ここも天井が崩落したり壁が崩落して約2年間、休館を余儀なくされたと。あそこの会館自体は特別なつり天井がしてあったわけですけども、今回の熊本地震に関しても熊本県立劇場では外壁が崩壊・破損したり、館内の天井が落ちたり、エントランス、ホワイエ等の照明器具が落ちたりというところで、4月に起きた熊本地震で8月24日まで休館をしている状況。鳥取県中部地震についても倉吉市のホールがそのような被害を受け、復旧に半年くらいかかるかというような状況です。

実際に私も、以前、飛騨市文化交流センターに勤務しておりまして、能登半島沖地震、平成19年ですね。開館してから約1年が経った3月25日、ちょうど日曜日だったんですけども、グラッときました。最大震度が6強ということで七尾市だったんですが、飛騨市ではそのとき震度4でした。ちょうど舞台の袖にいたんですけども、震度4で、上の吊り物というか照明等がかなり揺れました。ちょうどそのとき、カラオケ大会というか一般市民と一緒にやる催し物をしておりまして、会場からはキャーという悲鳴が上がるし、震度4という揺れを飛騨市で初めて感じたんですけども、なかなかどうすればいいのかという判断がすぐ出来ない。ですから天井を見て落ちてこないようにと祈るだけというような状態でした。幸い被害もなくすんだんですが、そういう不特定多数の人間が集まるところ、先ほどの体育館も吊り天井には入っていないと言われますけども、実際に避難所になっている施設でありますし、そういったところをネットを張るとかいろいろ方法があるかと思いますけども、できる限り、安全性が保たれるような改善をしていただきたいと。

先ほど、交流センターだとか神岡町の公民館、吊り天井に入ってくるわけですけども、財源の確保が必要であるというお話をされました。9月の決算報告書をみさせていただくと文化施設基金というものがございました。そういった基金を使う方法もあるのではないかと考えておりますけども、そういったことで、実際にお風呂の施設なんかもゆうわ〜くはうすだとかMプラザというのは非常にきれいに仕上がっております。ただし、これがなんか揺れてきたら怖い、落ちてきたら怖いということです。今のところ予定がないということですけども、今後もそのまま予定がないのか。まだ検討する余地があるのか。そして財源確保について今言いましたようなことが考えられるかどうかお聞き願えればと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

施設管理者じゃないところでお答えしますので、全般の話になります。

耐震につきましては、先ほど言われましたトレーニングセンターとか、桜ヶ丘体育館、これは特定天井ではないにしろ、照明器具、バスケットゴールについては文部科学省の方で求めています、こういうものが落ちたらどうするんやということがございますので、こちらについてはダブルのフックといいますか固定するとか、いろんな方法がありますので、避難所という観点の中で、計画を持ちながら今後進めてまいりたいと考えております。

それから先ほどありました文化交流センター、公民館、入浴施設等は非常に人が集まるところでございますので、そのほうの検討を進めながらなんらかのいい方法がないか、それは補助についてもそうでありますし、人が集まるということは危険が拡大するということですので、今後も検討しながら耐震化へ向けて進めていきたいと考えます。

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。いずれにしろ改修するにはお金が必要ですので、財源確保という。定かではありませんけども、災害が発生した東日本の後にはそういった耐震化を進めるということで国土交通省が社会資本整備交付金だとか防災安全交付金を出していた経緯がありますけども、現在はそれが限られた部分にはなっているかと思えますけども、そういったことも活用することも考えていただければと思います。

もう一つ、観光客避難誘導についてですけども、先ほど東部長の方から答弁をいただきましたけれども、観光客に同報無線だとかSNSを利用して知らせるといったことは形式的にはできると思えますけども、実際に観光バスで訪れる、割りとお年を召した方も結構いらっしゃるんですね。そういった方には迅速にそれが伝わるかということもちょっと心配ですし、11月の議員と地域代表者との意見交換会の中でも、古川町内の避難所への避難を誘導するような道路サインがあったらいいんじゃないかという話をいただきました。確かに市街地の避難所になっているところには、玄関に避難所という札が掛けてあるんですが、どこへいったらいいのか分からないのが外部から来た人たちです。今、そういったサイン計画があるかと思えますけども、そういうところに避難誘導サインも加えていただくことも一つの案であるかもしれません。また、高山市では英語による無線だとかありますけどもそういったこと、今「君の名は。」が台湾・中国でも上映されていますので、どんどん人が来ると思えます。そういったところで先に転じた方法をとっていただければいいかと思えます。これは答えていただく必要はございません。

では、2つ目の質問に移りたいと思います。

先の6月議会の一般質問で、入園・入学祝い金の今後の方向性を尋ねしました。その時、「保護者にアンケートを実施し、それを参考に年内に方針を決める」と市長より答弁いただきました。12月に入り、そろそろその方針が出た頃かと思ってお尋ねします。私も対象児童の一保護者としてアンケートに答え、どうなるのか心配であります。この方

針が出たかどうかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

入園・入学祝い金についてお尋ねがございました。この事業は2年目でございますが、定住促進や子育て環境の充実を目的として実施されておるわけでございますが、6月議会の際に議員からご質問いただきまして、「子育て世帯の負担軽減には一定の効果があると思うけれども、飲食にも使える自由度の高い助成金に、毎年6,000万円という公費投入するということについては疑問がないわけではないと、したがって、アンケートをして年内に方針を取りまとめたい」とこのように申し上げたわけでございます。表明をしたいと思っておりましたところ、質問をいただきましたので、この場の答弁で方針を明らかにさせていただきたいと思います。

それでアンケートをとりました。この夏にとったんですが、市内の全ての保育園の年中、小学校1年生、6年生、中学校1年生、3年生の保護者1,038人を対象にアンケートを行いまして、834人という非常に高い回答率を得ることができました。アンケートの項目を設定するにあたりましては、市役所の子どものいる職員に、あらかじめアンケート項目を何度かすり合わせをいたしまして、支援してほしい費用の項目を9項目設定をいたしまして、複数選択を可として実施したということでございます。

その結果でございますが、保育園・小学校・中学校とも1位は「制服・体操服購入費用」、これが全体集計では40.0%でございます。2位が「高校・大学の受験費用」、これが24%、3位が「通学の費用」12%、4位が「教科書等学用品購入費用」で10%、そして5位が「スポ少・部活動費用」で6%とこのような結果でございます。

アンケートに自由記載欄を設けまして相当たくさんコメントを頂いたわけでありましても、入園・入学祝い金制度に関しましては、「継続してほしい」と、あるいは「もっと早くできないか」と、「保育園よりも高校に支援をしてほしい」といった声もございまして、改善、あるいは継続を望む声も多かったわけですが、一方で、「税金のバラまきではないか」、あるいは「保育園には不要である」と、あるいは「個人的な支援よりもすべての子ども達に支援をしたらどうか」というような声もあったことも事実でございます。中で最も意見として、「高校・大学進学にかかる費用を補助してほしい」という声もあったのもこれも事実でございます。

こうしたアンケート結果をふまえて、いずれにしてもこの現在の制度はやはり見直したほうが良いという結論に至ったところでございます。で、他方で、一時金になじむ項目は何かという判断もしないといけないということでございまして、このアンケート結果をもとに一時金になじむ支援として、保育園・小学校・中学校につきましては、入学時に必要な制服・体操服等の購入費用、それから高校進学時には、教科書購入費用

を助成するという形に変更したいというふうに考えております。これによりまして先ほど申し上げましたような、1位と4位を合わせて50%のご希望に応えられるということになるというふうに思っております、現在、その上限額の設定や、助成金の支払い方法について、検討しておるところでございます。

また全体の約24%を占めておりました、「高校・大学への受験費用」、これもやはり重点を置いていく必要があるのですけれども、大学や専門学校への進学、あるいは就職というふうに非常に進路が多岐にわたりまして、要する費用も非常に大きく異なるという中で、効果的な支援制度を一本で設けるのはなかなか難しいというふうに頭を悩ませております。また、奨学金のあり方、地元就労支援策あるいは移住・定住促進策といったものとも関連づける必要があると考えておりますので、ひとまず、来年度は、高校入学時までには絞った支援制度としながら、高校卒業以降の支援につきましては、今後の検討課題として、より効果的な方策を考えてまいりたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（澤史朗）

前向きな回答をありがとうございます。

実際に、今までどおりではないということがわかりました。これを多分こうやって表で発表されたのは今が最初だと思いますので、今後これを対象の保育園児、そして小学校児童、中学校生徒、その保護者に対してちゃんと伝わるように理解を得られるように説明をしていただきたいと思います。まず、一部変わって制服購入資金というふうで、どのようにして実際には制服を買ってどうするかお金のやりとりをどうするかというのはこれからだと思いますけども、例えば中学校に入るときに既に姉だとか兄がいて、そういった場合に全部必要ないですよ。体操服はやっぱり、3年使えば痛んできたりするので替える必要はあるけども、制服に関しては夏服は着る期間が短いというようなそういったときの平等性というか、そういうときの細かい話ですけども問題になってくるかと思います。

また、大学進学に関しては今後の奨学金のあり方、一度地元就職の学生に関して半額免除というのがあってけどもそれがなくなった状態。また、それが見直されていくのかなと、すぐではないにしろ近い将来そうになっていくのかなと今の答弁で思いました。どうしても全てに平等ということは非常に難しいと思うんですね。明らかな不平等を生まないような方法を検討していただきたいと思います。制服の細かい話ですけどもその辺はどうお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議員のご指摘の点がまさしく大きな論点の部分でありまして、せっかくおさがりと言いますか再び使えるものを使っていくという流れを止めるということのも如何なものかと思

いますし、かといってそうした環境にある方ばかりではないというのもあるわけですし、そのあたりを例えば上限額を設けてコントロールするのかなのかということは今、まさしく検討しているところでございますが、基本的な方針といたしまして、今までも当然にして皆さんお買いになっていたものでありますけれども、事前に商品券なりお金を渡してそれに充てるという方向ではなくてお買いになったものの領収書なりを出していただいて、交付をするというようなことのほうが実質性があるのかなというようなことを考えております。ただ、事務量とのバランスとですとかいろんなことを検討すべきことがあるものですからまさしくその辺について検討しておるということです。

それから奨学金の話にお触れになりましたけれども、高校以降その点も問題になるわけですが、これは本当に慎重にいかなくてはならない問題で、一度始めたらなかなかやめることのできない制度です。しかも、非常に財政負担が大きく膨らむというのが試算をしますと出てまいりまして、年間数億という市の何の補助もない単費で出て行くような形になるものですから、ここのバランスをどう考えたらいいいのかというのがなかなかこれが結論だということまでに至っていないのが現状でありますけれども、どちらにいたしましても先ほど申し上げましたような方向で、また今のおさがりと言いますか、それを使っていくということを含め合わせながらいい方法を考えていきたいと考えておりますし、できるだけ早くこの方針を皆様にお伝えして準備に役立てていただけるようにしたいと考えております。

○3番（澤史朗）

やはり奨学金の問題というのは、国でも給付型の奨学金と言っていますが、なかなか結論がでない。多分、結論が出るとまたどこかで変わっていくんじゃないかというような想定がされますけれども、地元就職といっても永遠にといわずずっと就職しているかといえどもそうでもなかったりするケースもありますし、非常に難しい問題であると思いますので慎重に考えていただきたいと思います。

でも、やはりそれを利用するありがたみというかそれをご検討いただきたい。また、おさがりの件に関しては、今、同じ家族だけじゃなくて近所の仲良しだとかそういうところであって、家庭でもそんなに裕福な生活を送っているわけではないので、やっぱり切り詰められるところがありますので、その辺のところの整合性を上手く取っていただきたいと思いますし、1回ここでちょっと変わるわけですから、そのシステムが市長の在任中は続くような形で、またどっかで変わってしまうことのないようにお願いしたいと思います。

では、3つ目の質問に移ります。市職員の勤務体制についてお伺いいたします。

労働基準法では労働時間を1日8時間、週40時間と定めてあり、当然これ以外に残業時間も認められていますが、現在の市職員、全員とは言いませんがこれが守られているとは到底考えられません。公務員には、公務員法、地方公務員法、国家公務員法があって労働基準法が全ての職員に適用されるわけではないんですけれども、非常に遅くまで

「毎晩遅くまでご苦労様です」と言いたいところですが、12時前に電気が消えれば早いほうで、それ以降に電気が点いている日も見受けられます。限度を超えたオーバーワークはどこかでひずみが生じてくるのではないのでしょうか。

都竹市長になり次から次へと新しい政策を打ち出されておりますが、これをこなすために職員は一生懸命になっている結果だと考えます。昨今、労働時間の問題が取り沙汰されておりますが、担当課は職員の労働時間を上司はしっかり把握されているのでしょうか。また総務部の方はその時間を把握されているのでしょうか。職員に肉体的、精神的に負担は生じていないのでしょうか。職員は単なる「人材」ではなく人という財産の「人財」だと考えます。このような状況が続くようではせつかくの人が他へ流れてしまうかもしれません。早急に手を打つべきところは改善し、来年4月に向けて増員も含めて人事体制を充実させていただきたいと思いますがいかがお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市職員の勤務体制についてのお尋ねでございます。

議員お触れになりましたが、私が市長となっていていろいろ政策を打出しておりまして、新たな業務が生じていることは事実でございます。これに伴って、今までにやったことのない新しい業務が、新しい課題に伴って発生しているということも実際にございまして、私も市役所の中をよく足を運んでいるのですが、いくつかの部署において業務が増加しており、非常に遅くまで仕事をしている様子を目の当たりにしております。その度に、日夜一生懸命、本当によくやっただいておりまして、そうした様子を見させていただいて申し訳ないと率直に思いますし、また、同時に大変よくやってくれており、ありがたいなということを日々思っ感謝をしております。

ただ、他方でそうした状況が恒常化すると、過重な負担が恒常化するということはやはり良いことではないわけでありまして、そこに対する配慮が必要だということは言うまでもないことでございます。今年度もそうなのですが、業務が集中している部署には部長に指示をいたしまして、例えば部内でその担当に他から一時的に応援をかけてもらってですね、あるいは、時には部の枠を超えて応援体制を組んで、一時的なピークがあるものについては対応するというような柔軟な組織運営ということも指示をいたしているところでございます。

また、今年度春の人事の際に同様の確認をいたしまして、昨年度まででいきますと、財政課、それから総務課、企画課といったところが非常に仕事が多かったということで、ことし4月の人事異動の際に、企画課2名、総務課1名、財政課1名の増員をいたしまして、聞いてみますと昨年度よりは大幅改善が図られているということも確認をいたしております。

新年度につきましては、もちろん全体で限られた職員ではあるわけですが、同様に業務量を見ながら人員配置をしっかりとっていくというのが組織のマネジメントではないかと思っておりますので、そうした点はしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また、その際に多くの課題あるいは課題が今後見込まれる部署につきましては、やはり重点配置を図るというのは当然のことだと思っております。さらに、全体の正職員数の管理、定数の管理ということもございますので、例えば任期付き採用の正職員、あるいは嘱託職員、そういった方を採用することによって行政需要に対応していく、あるいは民間団体との連携、事業者へ委託できるものは委託をしていくというような形で負担を軽減するというのも必要ではないかと思っております。

なお、労働時間の把握でございますけれども、これは基本的なルールですが、管理職が所属職員の勤務状況も考慮した上で時間外勤務命令を出すというのが基本でございますので、ここはやはり徹底をしていくということになります。また、一定の時間外勤務を行った職員に対しては、産業医の面談を実施することも実際に行われておりまして、今年度も3人、産業医の面談指導を受けていただいております。いずれにしても、職員の身体的、精神的負担が過大とならないよう体制を作るように、私も引き続き意を砕いていきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（澤史朗）

市長も今、オーバーワークであるということは認めていただけたかと思っておりますけれども、実際に映画「君の名は。」は年度当初、想定されない、されていないことであって、年度途中で出てきたそれに関する業務が増えてきたということで、いたしかたない部分というのがどうしてもあるのかと思います。また、他の部の枠を超えて連携していると、先週の土曜日、ユネスコ登録の祝賀の提灯行列には、多分、主管は教育委員会の生涯学習課だったと思いますけれども、教員委員会全体と観光課の職員が交通整理等で協力しながらやっていたのをみさせていただきました。非常によいことだと感じております。

そんな中で、職員の数は合併当初から経費削減ということでどんどん減らして、もう限界にきているのではないかと。逆に必要なところは今、市長言われましたけれども、任期付の採用ですとか嘱託職員、後は民間にお願いできるものは民間にということで、数の中でやりくりをするという考え方だと思います。その中で労働時間の把握はされているということでしたけれども、実際に超過勤務手当等の支払いも生じることと思います。夜10時を超えると夜間勤務というような形になって単価が変わってくると思います。よく、サービス残業というのがありまして、いい意味なのか悪い意味なのかよくわかりませんが、そういった時間がしっかりと把握されているのかどうかはまだ心配されているところでもあります。

その中で精神的、肉体的という話の中で3人の方が産業医の面談を受けられたという話で、実際にあるんだということがわかりました。すばらしい施策があっても実際に

それを実行する、動かすのは人でありますので、その足りないところだとか横のつながりでの協力体制を強化していただいて、本当に足りないところは予算化して人員を増やしていくようなことも必要であると考えております。

もう一度、労働時間について本当にしっかりと管理されているのかどうかということをお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

時間外勤務時間の管理は、各部署から提出され総務の方で全て把握しております。ただいま予算的なことも言われたかと思うんですが、今回の予算でも予算増を要求させていただいております。それから産業医にかかる基準といたしまして、市では3ヶ月平均60時間を超える場合、産業医の診断を受けるとしており、労働基準法よりはもう少し早い段階での対応をとっておる状態でございます。

○3番（澤史朗）

実際の現状をお聞きしました。補正で時間外勤務の超過勤務手当というのを出されるようですが、実際に超過勤務手当を出すほうがいいのか、それとも人員を増やしたほうがいいのかというバランスもあると思います。ただし、誰でもいいというのではないという部分があって難しいと思います。来年度の職員の採用試験は終わっているのかと思いますが、ぜひこの飛騨市という役所はいい職場であるというふうにして、ただ政策だけでなく、実際そこへ若者が職場の一つとして考えてくれるようなその体制。給与面でも時間面でもそうですし、やりがいがある。やりがいあるんやけどちょっとえらいんやさということでは将来的に長続きしていかないと思います。本当に市の勤務体制と言いますか、それが職場の一つとしてほかの企業にも見本を見せられるような職場作りというのを心掛けていただきたいと思います。答弁は結構です。以上で質問を終わらせていただきます。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で3番、澤史朗君の一般質問を終わります。引き続き一般質問を行ないます。

次に10番、洞口和彦君。なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

議長の許可が下りましたので、質問に入ります。

一番目に空き家対策についてお伺いいたします。

全国では820万戸、飛騨市では平成25年の住宅都市統計調査によると空き家数1,600戸、空き家率19.7%と増加の一途で、対策は早急の課題となっています。廃屋

対策についても特効がなく、重い雪の積雪のため軒先が折れる等廃屋が増加している現状です。

産業常任委員会では、本年6月に管外視察で空き家対策の先進地である丹波市や篠山市を視察し、政策要望として空き家対策を提言しました。内容については4点にわたります。

1つ目は、飛騨市空家等対策計画を作成すること。これは発生予防から有効利活用の取り組み、廃棄・解体まで総合的に管理できるものとする。2つ目は、空き家の有効利活用について。空き家状況や希望把握等、定住促進会議の充実を図ること。3つ目は、相談体制の整備として、民間に委託し情報の収集・発信、現場案内や移住事業計画・運営を行うこと。4点目は、情報サイトの充実ということで、空き家サイトから移住に必要なサイトへのアクセスを可能にすることでありました。

特に丹波市における空き家計画です。実に分厚い内容ですが中身は職員が自ら研究した内容を徐々に全部書いてあります。すごいのは、このページにございますように対策をこの対策はどうだという形で色別に7つに分けて書いてあります。どこのページをみてもこの対策はどうやっていくんだとわかりやすい計画です。これもぜひ参考にと提出しておりますので、なんとか今後の取り組みに生かしてほしいと思います。

私は今回、現在の飛騨市における空き家対策のための施策について、いろいろな取り組みをやっておみえますが、その取り組みについて大きく3つ伺いたいと思います。

大きな1つ目として、飛騨市の空家等対策協議会についてです。

1つ目にこのたび、空家等対策計画の作成や実施に向けて協議会が立ち上がり、協議が始まっていますが、協議会のメンバー構成は市長、区長会長、市議会議員、学識経験者となっていました。構成体制についてどうなっているのか伺います。

2つ目は、空家等対策計画の策定にあたり、基本方針、特定空家に関する判定の手続きや判断基準、措置を協議するとありますが、空家等対策計画となりますと、現状把握から空き家予防、有効な利活用、廃屋対策と幅広く対応は複雑で深いものです。計画の3回の開催で十分な協議が可能であるのか伺います。

3つ目は、協議会の進め方についてお伺いいたします。市が提案したものを検討協議しているのか、項目別にどのように取り組むかを協議されているのか、その他協議の進め方についてどのような進められ方をしているのか伺いたいと思います。

大きな2つ目として特定空家解決の展望についてお伺いします。

1点目、空家等対策に関する特別措置法、平成27年2月26日施行、同年5月26日完全施行になりました。これにより行政代執行や費用の補助や地方交付税制度の拡充その他必要な財政上の措置を講ずる事ができるようになりました。いわゆる著しく保安上の危険となる恐れのある空き家は解体の通告や強制対処が可能になりました。飛騨市廃屋対策条例では勧告、命令、公表までの対応しかできず、廃屋解消までの措置を講じる効果はあまり期待できません。廃屋は平成21年には17件存在していましたが、現

在の実情はどうなっているのか伺います。

2点目、協議会では特定空家の対応について協議されますが、私は、空き家取り壊し工事補助金として、解体撤去費用の30%（上限30万円）を新設し、取り壊しのきっかけを与え解消に努めるべきと考えますが、解体費用の助成等を委員会の中で考えているのか伺います。

大きな3つ目として飛騨市住むとこ情報ネット、空き家活用官民タッグの効果についてです。

1点目、空き家の活用を推進するための、住むとこネットで空き家を紹介、不動産取引業者が売買、賃貸契約を締結、金融面で金融機関がローン等の支援。飛騨市・飛騨市内の宅建業者・飛騨市金融機関三者タッグは期待が大きいものがあります。また、定期的に集まり、売買、賃貸希望者や利用希望者に空き家に関する情報を効果的に提供できる仕組みを整えるとありますがどの程度の開催予定なのか伺います。

2点目、三者協議によりどのような成果があったのかについてお伺いいたします。

3点目、移住・定住促進をねらった空き家流動化対策事業における賃貸住宅改修補助金制度の利用状況についてはどのようなになっているのか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

飛騨市空家等対策協議会の構成体制についてお答えいたします。

11月25日に第1回空家等対策協議会を開催し、委員委嘱又は任命を行いました。構成員は19名で、市長のほか、各町区長会4名、飛騨市議会2名、建築士2名、不動産鑑定士1名、宅建業者1名、土地家屋調査士1名、司法書士1名、金融協会1名、警察署1名、県職員1名、市の部長3名であります。

第1回協議会では、委員の皆様から貴重な御意見を頂きました。その中で委員構成に関しましては、福祉関係者からの情報が重要であるとのこと意見を頂きましたので、次の協議会で民生委員を委嘱する予定です。

3回の開催で十分な協議が可能と考えているのか、及び協議会の進め方について併せてお答えいたします。計画書の作成スケジュールにつきましては、第1回協議会において、協議会の趣旨、空家等対策の推進に関する特別措置法及び飛騨市特定空家等対策条例の概要説明、市の空き家の現状とこれまでの取り組み、飛騨市空家等対策計画に盛り込む内容の概要を説明し、ご意見を頂いたところです。

第2回協議会は来年2月に開催し、庁内の関係課で項目ごとに対策を協議し、それを取りまとめた「飛騨市空家等対策計画」の素案を協議会に提示し協議する予定です。

第3回協議会は来年の3月に開催し、第2回協議会で協議いただいたご意見を反映し再度協議いただきます。第4回協議会は5月に開催を予定しており計画を完成させ、公

表する予定であります。

協議会の進め方は、以上のような流れを予定しておりますが、市役所において素案をつくり、協議会の場で専門的な立場の方々に検討をいただき、それのご意見を受けて修正を行いながら、計画を策定することとしております。実質的な現状把握や利活用、廃屋対策等の実施は、計画に基づいて、実施していくこととなり、定期的にその内容について協議会にお諮りしていく予定ですので、計画策定段階では予定されている4回の会議で進めていきたいと考えているところです。

次に、廃屋の現在の実情についてお答えいたします。問題となっている特定空家については、平成27年度の調査では、古川町23件、神岡町10件、河合町6件、宮川町4件の43件です。

平成29年度には、法で定める特定空家として認定していくため、区長に再度確認いただき、現地踏査を行い協議会で意見を伺う予定です。

次に、空き家解体費用助成につきましてお答えいたします。議員ご提案の解体撤去費用の補助制度については、特定空家になる可能性がある建物の撤去を促進することで、その予防に資するものであり、補助額の上限を付するなど財政面にも配慮されている点で、検討すべき案であると考えております。今回の空家等対策計画の中では、特定空家の予防も論点の一つでありますので、解体補助を行っている他市の状況、効果等の情報も収集しつつ、議員からのご提案を報告しながら、協議会の中で検討いただくようにしてまいりたいと思います。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

議員後質問の3点目の飛騨市住むとこ情報ネット、空き家活用官民タッグの効果はというご質問にお答えします。

平成25年度の住宅土地統計調査によりますと、市内にある空き家は1,660戸ですが、「利活用可能で流通していない空き家」は、そのうち760戸、総住宅数のうち7.5％となっています。

この7.5％の空き家をターゲットに、市内宅建業者と協力し、「飛騨市住むとこネット」を平成27年度にスタートさせました。これまでの具体的な成果としましては、スタートから1年8ヶ月の通算ですが「空き家を売りたい・貸したいという登録申込物件」が75件、そのうち登録できた物件は38件、そしてそのうち21件が成約に至っています。これは「利活用可能で流通していない空き家」のうち、約10％の空き家が流動化され、約3％の空き家が成約に至っていることになります。また、成約された方を見ますと、10件が市内の世帯、9件が市外からの移住世帯であり、転出抑制と転入促進

に対し、一定の効果があるものと認識しております。

また、本年10月に調印しました「空き家等の有効活用の促進に関する協定」は、これまでの市内宅建業者との連携に、さらに市内の金融協会を加えたものですが、協定に基づく情報交換会は、3～4ヶ月に1回程度開催したいと考えています。こちらの成果はこれからと思っていますが、今回の協定をきっかけに、いくつかの金融機関では低金利のリフォームローンを創設する等、新たな空き家関連の金融商品を作っていただいたということを伺っています。

最後に、7月から事業を開始しました「空き家等賃貸住宅改修補助金」の利用状況ございますけれども、これまでに2件の申し込みをいただき、現在、着工されています。さらに、この2件以外にも、新たに2件の相談を現在受けている状況でございます。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

○10番（洞口和彦）

大まかな構図についてはよくわかりますし、人の話を聞いて増やしていくということは非常にいいことだと思います。今、3回でできるという内容でございますけれども、まず市が提案してそれについて意見を聞いていくということですが、そうしますと市では対策計画について一定のものをどのくらい議論されて決定されていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

空家対策計画案のたたき台はこれからです。第1回の協議会で皆様からご意見をいただいたものは「予防は重要なものである」とか、行政代執行の問題とかそういったいろんな貴重な御意見をいただきました。そういったことを踏まえながら、この空家対策の課題はほとんどの部署にまたがる幅広い大きな問題だと考えております。庁内の全部署と言いますか関係する部署の連絡会議を設け、それぞれの担当する部署の計画を作ってまとめ、素案として第2回に提案するという事を考えております。

○10番（洞口和彦）

そしたら二面性で進めていくということですよ。最初の段階では空き家対策についてはいろんな意見を聞いたと。それを踏まえて、今度は対策計画案を出して行って、その対策計画案を聞いていくという、そういう進め方でよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

そのとおりです。

○10番（洞口和彦）

議員の委員会の中でも今まで何度も空き家対策について議論していますけれども、な

かなかこれは奥が深くて、まとまるという点には難しいものがあるんです。だからなかなか政策提言もできないという現実もあります。先ほどいいました丹波市ではもちろんトップの人が熟知して、一人で責任を持ってですね、いろんな方面からさっきいったような協議会の中でも意見を聞いて、それらをまとまれていったというものになっています。それには今言ったそれだけの深い、大きな世界で作っていくということになりますと、充実したものになりますけども、ちょっと時間が短すぎると、5月でしたかね。次やるのは。それまでに市として計画はできますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

2回目は2月を予定しております。それまでに素案ということで提出をしていくということを考えております。

○10番（洞口和彦）

さっき言ったように職員にあんまり過剰にならないように早く計画して、皆さんに計画されて、委員の方は素晴らしい方がそろってまいりますので、いろんな意見が出てくると思うんですよね。ぜひお願いしたいと思います。

それから先ほど言ったように廃屋がかなり増えていますよね、現実として。特に最近では田舎の家が好きやということで買われた方もこれだけ雪が降る所だということを知らないで買って現実に冬、傷んでしまうと。このまま放っておきますと廃屋が増えて非常に危険ですし、自然の多い飛騨市ですから、風貌が汚れていくのを大変心配しているのが現実なんです。それでですね、全国的には今のこの法律ができる前から、各地区ではいろいろなアイデアを出して、もちろん土地とともに寄附していただいて市が解体して市が使っていく。10年間なり無償貸し付けするという方法とか、それから寄付してもらったり買い上げたりしてそれを市営住宅等々、市の施設に利用していくという形をやっています。以前からいろんな補助金を出してそういうのが進んでいます。

飛騨市は、いろんな苦労はしてみえますけれども、まだそれが解消につながる原動力にはなっていないと思います。だから私の持論としては、解消できる穴あけとして、例えばある地区ではボランティアで地域の方が集まって家屋を壊したという事実があるわけですね。特にそんなような方には、若干、解体後の処理費用くらいは出せるというような方向付けをぜひ作っていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

では次の質問に入らせていただきます。

実は3日に古川町でユネスコの祝賀会が行なわれました。今、古川町は「君の名は。」以来、本当に盛り上がっています。去年の12月には、神岡町がノーベル賞で非常に賑わっておいりました。今はマウンテンバイクも終わりました。スキー場開きは雪がまだ降りませんのでもう少し早いですし、古川町に押され気味で沈滞ムードでございますが、神岡町も負けずにがんばっているんだということで盛り上げていきたいと思って、次の

質問に移ります。

先端科学都市構想の推進事業の推進についてお聞きしたいと思います。

都竹市長の骨格6月の補正予算で、道の駅・宙ドーム神岡の改修を念頭に、神岡町の研修施設で行われている研究内容をわかりやすく紹介する施設整備に向け、有識者を含む検討組織を立ち上げ、施設の規模感や展示方法を検討し、基本設計を作ると申されましたが、現在どのように進展しているのかについてお伺いしたいと思います。

大きな1つ目に、宙ドームの計画展望はどのようになっているのかについてです。

1点目、検討組織における検討段階で、施設の展示場の概要と研究者の要望はどのように反映されるのかについてお伺いいたします。

2点目は、既存の宙ドームの売店、事務室、会議室、倉庫等の配置や規模はどのように計画され、今後どのような配置に変わるのかについて伺います。

3点目、現在の駐車場は、この設備ができますと非常に狭くなると考えます。また、トイレについても洋式1台と和式とがありますが若干、整備がされていないのが現状です。それらについてどのように替えていくのか伺います。

4点目、いつまでにできるのか。いつから工事を始めていつごろまでにやりたいのか、やれるのかについて伺います。

5点目、今も展示物については土日含めてかなりのお客さんがみえてカミオカンデのことを勉強してみえます。この改修期間において現在の展示物をどのように取り扱い、どのように展示していくのか、そのようか計画があるのかないのかについて伺います。

大きな2つ目は、モニュメントの観光利用についてです。

1点目は先端科学都市をイメージする、ノーベル賞受賞の小柴昌俊さんやノーベル賞を期待されて亡くなられた戸塚洋二さん。それから宇宙飛行士の毛利衛さんや向井千秋さんのモニュメントが並ぶ一角がございます。この一角は、建物の北側に属しています。道路からはみえるんですが、建物側からは非常に見にくい場所です。現在、その前に野菜販売所が設置され、中へ入った場合に非常に見にくいため、見学者の利用が非常に少ないと思っています。これは見てみれば素晴らしいものですし、宇宙を勉強するためには大切なものではないかと思っていますので、例えば、案内板を設置するとか、位置を改めるとか今回の構想に合わせて基本設計の段階で検討されているのか、いないのかについて伺います。

2点目は、昨年ノーベル賞を受賞された梶田隆章さんのモニュメントが今のところ作るとは言われておりますが出来上がっておりません。この計画についてどのようになっているのか伺います。

大きな3つ目は、私の理想でもあるのですが、神岡町といえば地下空間が先端科学都市の拠点です。地下空間を利用した展示の展望はできないか伺います。KAGRAの見学会やサイエンスカフェ、宇宙まるごと創生塾、GSA、また11月26日のスーパーカミオカンデの一般公開等で先端科学都市として飛騨市神岡町の名は全国に浸透してい

ます。K A G R Aは来年度、本格的な研究に入りますが、振動を嫌うため施設の見学は非常に困難になると言われております。また、スーパーカミオカンデは、パンフレットを見ると水槽の中身の絵がありますので、その水槽の中が見えるのでないかという期待を持ってきてみえる方が多いんですが、実際はこの下に水槽があるんだよと言うところまでしか入れないのが現実です。今回の施設公開は、政府が進める大きな夢を持った「明日の日本を支える観光ビジョン」の施策の一環という大きな目的に基づいて行われました。今回は宙ドームの中の一部の売店を改修して展示場を作る計画ですが、今後、スーパーカミオカンデの20倍と言われております、ハイパーカミオカンデが栃洞抗を主体に検討されています。全国に仲間を集めてスタートしておりますが、なんとかこれに合わせて地下空間を現在の展示場の裏か栃洞抗寄りにでも結構ですが、なんとか地下空間に研究施設の模型的なものを展示して、1年中そこを見学できるようなそういう大きな夢を持った施設の設置は考えられないか。もちろんこれにはお金がかかりますし、すぐってわけには行かないと思います。前回もK A G R Aの場合に茂住抗から穴を掘っていくという案もございました。そのような案に乗って付随してそのような計画ができないのかという伺いでございます。これはですね、同じような夢を、先日の神岡町での地域代表者との意見交換会でも発言がありました。

大きな4つ目に、夢館の改修と宿泊ハウスについて伺います。

1点目は研究者の住環境の整備は、地域の活性化に向けても緊急の課題です。夢館の改修による、地域住民との交流や学生のセミナーハウスとして活用できるように行われる基本計画の進展状況はどのようになっているのか、先ほどの現地視察と同様にどのような検討が行なわれているのかについて伺います。

2点目は、神岡町の市街地に空き家等をリノベーションし、研修者のシェアハウス等に使用できる環境整備の基本設計も同時に行ないたいと言われておりますが、その進展状況についても合わせてお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議員のライフワークの先端科学都市構想についてご質問を頂戴いたしました。宙ドームのこの改装整備の件でございます。私は神岡町の観光地としての価値を高めるだけでなく町民の皆さんに勇気を与えるものではないかと私も強い気持ちで取り組んでおります。

さて、ご質問いただきました内、3点目の地下空間利用の展示につきまして、私からご答弁申し上げたいと思います。

宙ドームの裏に地下空間を作って展示施設を作るという案があることは私も承知しておりまして、青写真も見させていただいたことがございます。神岡町時代に色んな検討

がされたというふうに承知をいたしております。また、同様の案は市民との意見交換会の中でもご提案をいただいたところございまして、実際にできれば大変魅力的な施設になることは間違いないというふうに思っております。一方で、議員も触れられましたが、大変大きな投資が必要で、単純に見積もりましても10億円から数十億円はかかると考えられるところございまして、飛騨市としてなかなかこれだけの財政的な余力は持ち合わせていないというのが現状でございます。

したがいまして、本構想につきましては将来に向けた夢のある事業というふうに私は捉えておりまして、現段階では、まず宙ドーム内の展示を最優先に取り組みたいというのが考えでございます。

その際に、議員ご指摘になりましたけれども、今後、ハイパーカミオカンデの構想が具体的になるときがいずれ来ると思います。そうしたときがこの構想の検討の好機でないかというふうに捉えているところでございます。

ちなみに、ハイパーカミオカンデですが、10年後の2026年観測を目指して検討が進められておるというふうに承知をいたしておりますが、事業費が500億円ということでその事業費の確保に非常に難渋されていると伺っております。飛騨市といたしましても、東京大学と連携した国への予算要望等、必要な協力を惜しまないという旨をかねてからお伝えしておりまして、今後も東大さんと連携をとって全面的な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

それでは、議員からのご質問について市長に引き続きお答えさせていただきます。

まず、宙ドームの改修についてですが、現在までの経過を簡単にご説明したいと思います。

先の6月補正で関連予算をお認めいただいた後、8月26日に飛騨市宇宙物理学研究紹介施設整備検討準備会議を開催いたしました。この検討組織は、市長、市議会議員、東京大学宇宙線研究所及び東北大学ニュートリノ科学研究センターの先生方、東京大学宇宙線研究所の事務長、神岡町商工会議所の会頭、飛騨市観光協会の会長、宇宙まるごと創生塾飛騨アカデミー理事長、さらには宙ドーム神岡の指定管理者である協同組合スカイドーム・神岡の理事長といった方々で組織をさせていただきました。

準備会におきましては、展示施設整備の基本方針について議論をいただき、宙ドーム・神岡の物販スペースを改修し、展示施設として整備することやわかりやすい展示内容にすること、さらには一步踏み込んだ知識欲に対応する情報提供にも配慮することなどを決定いたしました。その際に、研究所の先生方からは、各地にある科学館のようなもの

ではなく、神岡町でしかできない展示が望ましいなどのご意見を頂戴しました。現在、受託事業者も決まり、これから本格的に検討作業に入る予定で、先生方にも継続してご協力をいただき、ご意見を計画に反映させていく予定としております。

既存の売店等の配置や規模などにつきましても、まさに今から検討をするところでございますけれども、特に売店につきましては、既存建物の中の改修では対応できないと考えておりますので、裏側に増築できないか検討する予定としております。事務室や会議室、倉庫などにつきましては、協同組合の方々との協議を近々スタートさせたいと思っておりますので、スタートさせる予定でございます。駐車場につきましては、現時点では増設する予定はありませんが、今後の入込客数の推移なども参考にしながら検討することといたします。またトイレの改修ですけれども、今年度中に対応する予定でありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

なお、売店の移設から展示室の改修までを含め、平成30年の秋頃の竣工を目指してまいりたいというふうに考えております。

工事期間中の現在の展示物の取り扱いについては、設置されている東京大学宇宙線研究所と今後、協議をしてまいります。

次にモニュメントの観光利用についてお答えをいたします。

議員ご指摘をされました通り、確かにモニュメントの一部が野菜販売所によって見づらくなっている現状があります。野菜販売所、モニュメントの双方が活かされる配置が適切だと思っておりますので、案内板の設置も含め、今後この協議の中で検討していきたいと思っております。なお、梶田先生のモニュメントの設置につきましては、他のモニュメント同様、地元の方々と連携してこれも検討をしてまいりたいと思っております。

4点目の夢館の改修と宿泊ハウスについてですけれども、まず夢館につきましては、セミナーハウスの機能及び研究者と地元の方々が交流できる場としての機能を併せ持った施設に改修する予定であります。研究者の方々と協議を重ねる一方、茂住地区周辺の方々への説明会を3回実施いたしました。検討を重ねてきたところであります。地域の方々からは、災害時の避難所となりえる機能を備えてほしいといったような意見が出されているところであります。こうしたことを踏まえまして、今年度内には設計を行う予定としております。

改修工事につきましては、地方創生の拠点整備交付金というものがあまして、これは補助率が2分の1でございますけれども、この申請を前提に事業化を図ることと致しております。交付金の申請の関係上、今年度予算での計上が必要であることから、来年の3月議会で整備費を補正計上させていただく様なことも今検討しております。次年度に繰り越しまして、平成29年の夏頃から秋の竣工を目指して参りたいと考えております。

次に、宿泊環境の整備につきましてですが、今後の需要増が見込まれるとの研究者の先生方のご要望を踏まえまして、空き家の活用等によるシェアハウスの基本設計を行う

ということにしておりました。しかし、先生方から研究所の体制との兼ね合いがあることから、もう少し後の整備がありがたいというようなご意見をお聞きいたしました。ということで、現在保留としております。今後も研究者の皆さまとの連絡を密にし、整備について検討をしていきたいというふうに考えておりますのでお願いいたします。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

○10番（洞口和彦）

市長から答弁いただきました夢の持てる話。実は2年前ハイパーカミオカンデの再考のときの予算は800億円でした。それが500億円になったということです。これも10億円ということですが、2億円になるかもしれませんので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

飛騨市は有名な金太さんと言う温泉を掘った人、高山のまつり森とか。あの人は非常に神岡でもお世話になった人ですから。生きていればですよ。ただで掘ってくれといえどやってもらえるかもしれません。まあ、そういう夢を持ち続けていきたいと思っています。

それから、私たち議員は、10月30日に施設を見学させていただいて、その後、先生方と懇談会でいろいろな説明を受けました。そのときに頂いたパンフレットが、これだけあります。この大きな神岡宇宙素粒子研究施設の概要、英語でも書かれています。私はここは読めませんので他のページを読んでいます。それから、「5分でわかる！ニュートリノのひみつ」、梶田さんのノーベル賞を主体とした物理学について、それから素粒子関係をしてみえるカムランドを主体にした宇宙の歴史の問題。それからこれだけじゃないよと、今もっとこんなプロジェクトもあるんだよと、ガドリニウム、KAGRAの説明書、東北大学のパンフレットもいただきました。最後には夢に乗ったハイパーカミオカンデと、これだけの資料をいただきました。

だから、今度の施設は先ほど言われましたよね、学者の方がいろんな。私、書き留めていなかったんですが、いろいろ言われましたね。そのとおりの施設を造ったとしたらこのパンフレットが全部できるわけではありませんが、地下でやっている研究はこれだけあるんです。想定で結構ですがこの何%くらいが新しい施設で実現できると思われますか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、委員会を行なっております、先生方の中でもやっぱり自分のプロジェクトを盛り込んでいただきたいという意見がいろいろあり、KAGRAもやりたい、あるいはダークマターも入れたい、カムランドも入れたいといろんな御意見があるようです。他方、スーパーカミオカンデに絞ったらどうかという御意見の先生もおみえであり、今、まさしくそのあたりが大きな議論の焦点になっております。

私どもの希望はいろんなところを見せられたほうがいいんですが、スペース的な限界の中でどういうふうに見せていくのかとまさしくそこは議論の焦点であります。先生方のご希望を大事にしながらそのあたりを決めていきたいと思います。まだ今現在、何割くらいか明確に申し上げられませんが、まさしくそこが議論の焦点になっているということでご理解いただければと思います。

○10番（洞口和彦）

希望を聞くと大体5割くらい入れられるんやという回答かと思いましたが、なかなか上手く返答していただけませんでした。次の質問に替えたいと思います。

実は話を進める中で、先生方は一つは今言った研究発表がわかるような施設、もう一つはで、居住できるような施設と言われています。実際、カミオカンデ関係の研究者の方は入れ替えがございすけども220名ほど、それからKAGRAが150名ほど、カムランドは120名くらいみえたんですが、一つの研究が終わり50名くらいと言われました。そこでですね、ある教授は、「できたら富山よりも神岡に住みたいんだけど、神岡町の住居環境を見たときに人には薦められない」と言われたんですよ。これはインフラ整備が足りないということだと思うんですけども、このことについては非常にショックだったんです。

実は先端科学都市構想計画ですが、この中の分析でみますと神岡町地区と大沢野地区との住居環境についていろいろとうたってあるんですが、バスの通勤とかそれから市街地のいろんな建物、コンビニを含めたそういう施設とかが連携して書いてあるんですが、最終的に結論として富山とは違いますが、あまり大沢野と神岡町の場合はそんなに差がないというような分析がしてあるんです。しかし、教授の先生方は神岡町に住めということについては薦められないのが現実だとしたら、私たちもこれ見たときに差がないと思いますが、現実的に同じものが同じように平等に見られていないということについては何か問題がある。神岡の人はおもてなしの心があるわけです。距離も近いんですよ、何キロかは。もちろん茂住にはいろんな設備が整っていませんので、それを目安に飛騨市と思ってそういう判断されているのか、それはわかりませんが現実的にそのように理解されていることについてはどのようにお考えですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私も何人かにいろんなお話を聞いているんですが、先生方はどちらかというと神岡だけにおられるわけではなくて、東京との往復を相当頻繁にやってみえます。そうすると今でいくと北陸新幹線、前でいくと富山空港とのアクセスがやはり近い方が東京との行き来が楽だと言う声は現実にもお聞きしたことがございます。逆にその分、学生さんになりますと東京との行き来が少ない分、神岡の町でもむしろ、お店もあるしいいのではないかなというような方もおられるというように承知しております。あるいは教育の

問題なんかもあるということをおっしゃる方も中にはおられまして、ご家族でおいでになっていますと、どうしても学校の選択肢とか塾とか、そうしたこともあるというようなことをおっしゃる方も耳にしたこともございますが、きちんと確認したわけではないわけですが、そうした声があるということは伺っております。

したがって神岡の町が大沢野に比べて著しく落ちるというふうには考えておりませんし、大変おもてなしの心もあり、おいしいところもたくさんありというふうに思っておりますので、むしろそうした諸条件の中で判断されているのではないかということです。ただ、今後ハイパーカミオカンデになってきますと、より神岡の町に近い方という話もありますので、そうした中で居住地の選択というのは変わってくるのではないかと思います。

いずれにしても私どもとしては、先生方の利便性を高めて、より快適に研究に打ち込んでいただけるような環境づくりをするということが地元としての役割だと思っておりますので、足の確保の問題を含めていろんな協議をさせていただいておりますけども、引き続き連携を密にとって検討していきたいと思っております。

○10番（洞口和彦）

今言われたように出張が多いものですからあっちから飛行機に乗ったり、汽車に乗ったりしていけると、そりゃあ利便性がいいですよ。子供さんがみえる方は、将来を見越した場合にいくら神岡高校や吉城高校がいいと言っても、そういう感じを若干差を感じるというのはわかります。一般にずっと研究されている方の住居環境として、そんなに差がないという捉え方をしてもほとんどあちらに住んでみえるという現実ですよ。これはやっぱり私もどう理解していいのか分からないんですが、そういう方々に関してはさっき言われたとおりなんです。だから同じ条件でずっと住んで。例えばこの間、話の中では一人女の方で外国の方でしたけども、ぜひ神岡町に住みたいということで、あまり遠くへ行けないので、男子学生を追い出してそこへ住ませたという話もございました。そういう方にぜひなんとか飛騨市神岡の方はちょっと古くさいとか田舎的なことがあるのかどうか。今からいろいろと交渉もされた中でいいところをどんどん出してもらって宣伝してもらって住んでいただくようにしたいと思います。

それからもう一つの関係ですけど会議施設です。実は神岡にも今言った宙ドームもそうですし船津座もふれあいセンターも神岡町公民館もあり充実しています。ある程度大きな会議はできるんです。しかし、会議になると高山市や富山市へ行ってしまうわたりして会議施設の利用ができない。これは近くに宿泊ハウスがないということが大きな原因かもしれません。しかし、せっかくあれだけの大きい建物が神岡町にもいくつかあるわけですし、古川に泊まったりして分散すればある程度の収納能力があると思います。その辺も先生方にぜひお願いしていくという方向、その辺について話したことは今までにありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

会議そのものについてはそれをテーマに議論したということは私自身ありません。ただ、いろんな研究会なんかも開催されているんだと思いますし、その場所として神岡を選んでいただくというのは大変大事なことだと思います。

これはスーパーカミオカンデ関連のということにとどまらず、飛騨市として会議の誘致、コンベンションの誘致というのは一つのテーマにしているということもありますので、先生方と話し合いながらいろんな働きかけをしていきたいと思います。

○10番（洞口和彦）

ぜひ会議もなんとかやってもらえれば盛り上がりますのでお願いしたいと思います。いろんな行事をやっていますよね。さっき言ったように、いろんな行事。国際会議が開かれたとなりますとまた知名度が上がりますのでお願いしたいと思います。

先ほどモニュメントの話をしましたけども、毛利さんは「宇宙は夢と創造の空間である」と書いてみえます。梶田さんのは今はまだ建っていませんが、今までいろんな同級生とかに寄附を募って寄附させたと言う方向。梶田さんもそのような方向をとって検討するということでしょうか。それとも全体的に任せて聞いてみるということでしょうか。作ってほしいと要望をするのか、また同じようにどこかで誰かが奉納してほしいというようお願いしていくのか。その辺の歩みというか方向付けはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

梶田先生のモニュメントは、先生がノーベル賞をおとりになられてから地元の方々からもお話を聞いております。実際、物としても何かを用意してみえるようなこともお聞きしております。ただ設置場所については先ほど述べたとおりでございますし、それに関わります設置以後の費用等につきましてはまだ検討している段階にはないわけであり

ます。

今までの例によりますと、民間の方々がお建ていただいたところが多いということも含めまして、改めて民間の方と協議させていただきたいということを思っております。

○10番（洞口和彦）

寂しいですからぜひ、早期に建てていただきたいと思います。どんな言葉が入るのか非常に楽しみにしております。

それから工事と一緒にパンフレットも新しくするという話や、グッズを50万円くらいかけて作るという話もありました。今グッズについてはどのように検討されているのか、それとも公募をされる予定があるのかどうかについてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

パンフレットや物につきましては今、東大宇宙線研究所の事務長さん方にまさに御相談をしておるところでございます。近いうちにご返答をいただけたらと思っておりますので、それを利活用していける方向で考えてさせていただきたいと思っております。

○10番（洞口和彦）

ぜひ早く、来年はこの場でこれをつけて出られるくらいの対応をお願いしたいと思っております。

何としても展示を造った後、道の駅を管理運営していくのは地元の方です。指定管理をしてみえる方です。いろいろと話をしてみえる段階で問題も出てくると思います。構造的には今のところ売店を展示室にして今の売店を後ろかどこかに建てる。そこに会議室なり事務室を置くのかいろんな問題がありますけれども、実際、運営していく方がみえたときに対応できると非常に大きく変わってくるんです。そういった意味でも要望を聞いて話を進められまして、なんとか誇れるような、学者の方は研究を一生懸命やるといわれておりますので、それを支える町づくり。特にこういう施設も大事ですけども、市民がいかに分からないながらも科学に関心を持つということは、特に難しいものでございますのでこういうものは非常に大事になってくると思います。その拠点として造り業者の方たちとも今後話しをしていくということですので、安心しておりますけども、全ての業者の方が納得して、皆さんがすごかったよと。先ほど言いましたように、パンフレットの説明内容の5割以上が入っていてまわれるんだよというような新しい施設の完成を期待しまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩いたします。再開を、午後3時といたします。

（ 休憩 午後2時46分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に9番、中嶋国則君。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので大きく3点について質問をさせていただきます。少しは希望のもてる話を提案したいと思っています。きょうの5番目ということでお疲れのところもあるかと思いますがよろしくお願いいたします。

大きく1点目は、空き家対策（農地等付き物件の売買）について。2点目は、木質バイオマスペレット、薪チップを燃料とするストーブやボイラーの設置に対する補助制度の創設について。最後の3点目は、市道下野～信包線の冬季通行の安全対策について質問させていただきます。

最初に、空き家対策（農地等付き物件の売買）について質問いたします。空き家対策につきましては先ほど洞口議員からいろいろ質問があったところでございますが、私は空き家とそれに付随する農地の活用について質問させていただきます。

先日、都会を離れて地方で働く、いわゆるUターンやIターンといった人口減少の歯止めになった例がテレビで紹介されておりました。UターンやIターン現象については飛騨市においても例外ではなく多くの人が飛騨市に移住をされておみえになります。

去る11月18日、市内において古田県知事の講演がありました。そのお話は大変わくわくする楽しい講演でありました。先ほどから話題になっております、「君の名は。」であるとか、あるいはユネスコ文化遺産に古川祭が登録されることがほぼ間違いないという話もあります。また、中村議員からは「市長は神ってる」とそんな話がありましたが、古田県知事の話では、「飛騨市が神ってる」という話があり、そんな飛騨市へ4回もことしはお邪魔させていただいたというお話を冒頭にされました。4回の内、最初はノーベル賞の記念式典、古川祭、レールマウンテンの視察、そして11月が4回目であると、4回も飛騨市にお邪魔するのは、岐阜県下でないんですよと、そのくらいに飛騨市は夢と希望の持てる町ですよとそんな講演をされました。そんな講演の中で私が特に気になったといいますか、印象に残ったのはトマト研修所の話題、あるいは岐阜県の中でも田舎へ移り住みたい人がいて、そこで農業をしたい人が多くいらっしやると。都会から人を受け入れていく政策に力を入れたいとお話され、飛騨市もこの空き家問題がその有効な手立てになるんじゃないかと思うところであります。

先ほど空き家対策の質問の中で、水上部長から空き家の現状が報告されました。これにつきましてはインターネット等を見れば結果はわかるんですが、平成25年度、今から3年前に国が調査をしました住宅土地統計調査というのがございます。その中身につきましては先ほど水上部長がおっしゃいましたように飛騨市内の利用可能な空き家はなんと1,660戸であるという中で、その内、利用可能な空き家は760戸、率で7.5%であり、この760戸をどう生かすかが飛騨市の大きな課題であると答弁されたところでございます。

私は、このIターンやUターンに関して、受入れ側の立場として、行政はこれまでの

受け入れ体制で良いのか、さらに改善すべき点があるのではないのかという論点に絞りながら、この農地付き空き家対策等の質問と提案をさせていただきます。

まず、飛騨市の実情についてですが、移住者に毎年お米を1表ずつ提供し10年間でお米10俵、そういうことで飛騨市の定住を促すという、いわゆる米10俵プロジェクトがあります。移住促進の補助事業とか住宅購入支援、あるいは賃貸住宅の補助事業など各種のプランが設定され実行されております。しかし、今、取り組むべき一番の課題は、私が知り得る限りでは、先ほどから申しておりますように空き家問題だろうと考えております。

3年前の調査では1,660戸、有効利用可能は760戸、3年前ですからもっと空き家が増加しているだろうと予想されるわけです。この空き家は、飛騨市の人が他の市町村に転出するか、又は、後継者が途絶え定住者がいなくなる。このような現象によって、事実上、管理の行き届かない放置された家屋の出現を指すものと考えます。

このことは負の問題として捕えるのであれば、空き家問題は、環境・風紀・税法上などの問題といった深刻な悩みが上げられます。その背景には、人口減少という現象に裏大きく関わっていると思います。確かに空き家問題は、負の側面があるわけですがこれをなんとかプラスに転じられないかと考えてみますと、実は人口増につなげられる切り札にもなるのではないのでしょうか。

冒頭で申しましたように、ある過疎のまちでは過疎化が止まり人口が増える、そんな傾向にあるというテレビ放送がございました。空き家が出現すれば、それを求める人たちが現れます。現にこれまでも幾多の方々が空き家を求め、飛騨市内で実際に定住に至った方々も見受けられます。ここで空き家になったケースで実際に何が問題になったのかをご紹介しますと思います。

そもそも空き家になった場合、空き家の譲渡人である所有者と譲受人との間には複数の問題があります。

まず第1は、財産評価です。一般的には、譲渡人と譲受人との間にかなりかけ離れた価値観の相違が見られます。空き家は、現状有姿の状態で利用できる物件は多くありません。大抵、何かしらリフォームが必要ですが、それでも何とか双方が妥協して価額面で落ち着いたとします。しかし、さらに問題視すべきは、家屋に付随した土地の取引が大変難しいという現状がございます。取引きの対象となる不動産はほとんどの場合、家・屋敷とそれに付帯する土地、この土地には、駐車場などの雑種地、山林、原野、田畑などの農地も含まれることが多いのです。譲渡人は、離村するわけですから、全部まとめて引き取ってほしい。このようなケースが非常に多いと伺っております。農地以外についてはおおむね何ら法律上の問題は生じませんが、農地について種々の制限があり、取得するについての制約があります。具体的には、農地を取得するためには、「農地の最低経営面積要件」の縛りがあります。この基準は、岐阜県下の各自治体によってかなりの開きがあります。最低が10アールから最高で50アールとかなりの開きが見られま

す。ちなみに飛騨市においては、30アールが要件となっております。この30アールを買う意思と耕作する意志がないと売買が成立しないということがあります。

現在、Iターンで飛騨市に定住を希望する方がおみえになります。この方はサラリーマンでこれまで全く農業経験がありません。しかし、農業に対する熱い気持ちをお持ちで、何とか支援したい。いえ、支援をしなくてはならないと考えております。この方は、50才前後の夫婦ですが、この30アールの制限に抵触し、農地の取得が出来ないのでないかと危惧いたしております。

ところで、飛騨市から転出される方で、空き家の処分を希望されるほとんどの方は、出来れば農地も一緒に手放したいと強く望まれるようです。一方、Iターン・Uターンで飛騨市に転入される方は空き家も農地もまとめて取得したい。小さな畑で野菜を栽培したい、そんな気持ちをお持ちの方が多くいらっしゃいます。両者をつなげることが飛騨市の人口増、ひいては飛騨市の発展につながっていくのではないのでしょうか。

そこで、市にお願いしたいのは、農地の最低経営面積要件の30アールの緩和をぜひ検討していただきたい。去る11月に開催された、古川町区長会と議会の意見交換会において、「農地の取得できる条件は、30アール以上の経営面積が必要であるが、これを緩和することができないか」との要望が提出されました。その理由は、「農地付きの空き家物件を容易く購入出来れば、飛騨市の人口増につながる、Iターン・Uターンをさらに呼び込むことができるのではないか」との意見でした。ただ、この緩和策については、Iターン者だけを特例とするのか、一般市民の希望等そうした整合性の問題はありますが、まずは、人口増の政策を最優先とし、ぜひとも大鉈を振るって改善するべきと考えます。

次にホームページの改定を提案いたします。移住を検討する人が最初に目にするのが恐らく飛騨市のホームページだと思います。飛騨市の諸政策は米10俵プロジェクト以外は他の市町村とほとんど遜色がなく、一番の目玉である奨励金は、限度額100万円の3分の1補助があります。しかし、移住者が最も求めるのは、夢や希望の描ける土地なのではないのでしょうか。新たに居住することになる豊かに思い描けるような移住者向けのサイトをもっと充実させる必要があると考えます。

例えば、飛騨市独特の習慣や通年のイベントなどを混在した案内などがあれば生活のイメージもしやすいはずです。農業のみを射程として捕えた場合には、具体的には就労準備訓練の必要性を説き、専門の農業アドバイザーの専門的知見に基づく営農指導が最重要課題と考えます。ホームページを見た人にとってもわかりやすさを重視しなければなりません。例えば、市内には、一般の素人野菜作りの名人が多数いて、よその人でも農業のイロハの全般に渡って頼ることができるのか、ときには余った野菜を分けてくれるのか、体験農業をしませんか、地域に溶け込んで大いにチャレンジできるのか、いわゆる飛騨人の人情の厚さを前面にアピールすることで移住者にとって魅力的な市と映るのではないのでしょうか。

移住者は良きにつけ悪しきにつけ、移住者同士の口コミがかなり影響しているようです。「飛騨の美しい自然環境に接し、自然と共生できる地で暮らして見ませんか。私共がお手伝いいたします」といった視点を変えたキャッチフレーズはいかがでしょうか。市長のお考えを伺います。

農業アドバイザーについて以前は2名配置されていましたが、現在、1名おみえになりますが、アドバイザー業務をはじめ転作確認等の仕事もこなされており、IターンやUターンされた方のアドバイスをするほどの時間的余裕がないようです。家庭菜園を目指すにしても、野菜の栽培経験もない中で挑戦するのはなかなか不安なものです。しかし、誰かに頼ろうとも農業アドバイザーもいないような現状では、移住者からみれば、大変心もとない限りではないでしょうか。困ったときに気軽に尋ねられる専門家の存在は非常に心強いと考えます。ぜひ農業アドバイザーの増員を含めた支援策が必要ではないでしょうか。市の人口増につながる空き家対策の一環として、もっともっと手厚い政策が出来ないものかと思いますが、市の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からはホームページにつきまして、ご答弁を申し上げます。

U・Iターンの促進という点につきましては、私も市内の様々な魅力を伝えるような情報発信が必要であるというふうに考えていまして、その点、大変重要であると認識しております。

私自身も実際移住された方とお話させていただいた際に、議員がお触れになられましたが、近所の方が野菜を届けてくれたとか、あるいは家庭菜園に対するアドバイスをもらった、というようなこともおっしゃっておられまして、こうしたことは移住された方と地域の方が触れ合う中で築かれた、温かい関係、まさしくこれが飛騨市の魅力の一つでないかと考えているところでございます。

現在、市の移住促進サイトの中では、そうした実際の移住者の体験談を掲載しております。その数を年々増やすようにしておるところでございますけれども、今後イベントや飛騨市独特の習慣と併せて、実際に移住された方に、移住して感じられた地域の魅力や関心、困ったことなどを聞きまして、移住を検討している方々にもっとわかりやすく伝えられるような内容に改訂していきたいと考えております。

また、発信方法も重要でございましてホームページのみならずSNSの活用というのもポイントではないかと考えていますので、そうした点も含めまして強化を図ってまいりたいと考えております。残りの二点については農林部長の方から答弁させます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

それでは、１点目の農地の最低経営面積要件３０アールの緩和をについてお答えいたします。

農地法では、農業を生業にする目的で、農地を取得することになっており、そのため農地を取得する際に、飛騨市では３０アールが下限面積と定められております。この下限面積を引き下げる場合には、農地法施行規則により、最小農業経営面積の方から数えて、農業経営をしている総数のちょうど４０％にあたる方の農業経営面積が３０アール未満になることが必要でございます。現在の飛騨市では、最小農業経営面積から数えて、４０％になる方の農業経営面積が約５０アールとなっており、規定の３０アールを大きく上回っているため下限面積を引き下げることが出来ない状況にあります。

もう一方、農地法施行規則には特例規定があり、新規就農者の促進のために、小さい面積でも農地を取得することができる規定があります。しかし、この規定を利用するためには、広範囲に荒廃農地が広がっていることが条件で、飛騨市の場合は、平成２７年度末で遊休農地率が０．３５％と低く、この条件を満たさないため制度を活用することが難しい状況です。

次に３点目の農業アドバイザーの増員をについてお答えいたします。

農業アドバイザーについては、就農・営農アドバイザーとして、新規就農に対する相談や指導、新規作物の普及に関すること、農家の営農相談や指導など、農業振興にあたり大きな力となっていており、平成２６年度までは臨時職員として２名在籍しておりました。

ところが、平成２６年度末に１名の方が退職された後、２名体制を目指して募集をしておりましたが、補充することができず、現在は１名の在籍となっております。

補充ができていない理由としましては、アドバイザーの業務が就農希望者や農家への営農指導が主なため、営農指導経験がある方でないと務まらないという専門性にありますが、そのような適任者がなかなか見つからないことから採用に至っておらず、市としても大変苦慮しているところです。

アドバイザーの増員につきましては、市としましても、議員同様に必要と考えており、今後も２名体制を目指して、適任者がいないか関係機関への働きかけを行うなど、人員確保に向けて継続して努力していきたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○９番（中嶋国則）

経営面積３０アールの緩和については、部長からの答弁では難しい、できないという答弁でございました。先ほど５０歳代の夫婦の例で、３０アールがちょっと難しいとお

話をしました。これは神岡町の方へ移住を希望してみえる夫婦の方の例でございます。再質問にあたって、実は私の自宅近くにも来年の４月に東京から３０代の夫婦が子供２人を連れて農地付きの古民家を買って移住される家族がみえます。私が直接聞いたわけではないですが、区の関係者の方に聞きますと、古民家を買って家庭菜園的なことをしながら仕事を探していきたいということです。その家庭菜園をするにあたっては農地が買えないものですから宅地のまま購入して家庭菜園をするんだというように伺っております。

先ほども言いましたけれども、飛騨市内には１，６６０戸の空き家、そして７６０戸の利用可能な空き家があるということです。なんとか３０アールの基準を下げることはできないかと私は強く思っております。そこでできるのかどうかちょっとわかりませんが、私は提案をさせていただきますと、国の特区制度を利用して、何とかこの３０アールの緩和することができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、先ほど答弁では農地法の関係でお答えをさせていただきました。特区制度になりますと農地法ではなく移住や定住の関係でして、農地法では難しいと答弁しました。

特区ならどうかということでございますので、勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○９番（中嶋国則）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

農業アドバイザーについては、なかなか応募がないということでございます。先ほども申し上げましたが、そういう野菜作りの名人とかそういった方の協力できるような人の農業の人材バンクのようなものを作って、問い合わせがあったら紹介・斡旋をしますと、そんなことを市でできないかと思いますが市長いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど部長から答弁申し上げたとおり、本当になかなか苦戦しておりまして、議員のおっしゃったことを含めて工夫はしてみたいと思っております。なかなか適任者がいないのを痛感しておるところでございます。

○９番（中嶋国則）

なぜ私がこれだけしつこく質問するとかということをし少しだけ話させていただきます。

空き家対策で、人口を増やすということは飛騨市にとって有益なことです。移住されれば当然、衣食住の経済活動が生まれます。その分、飛騨市が元気になるということで

す。そして財政的なことも大変潤います。

5年に1回の国勢調査ございますけども、この人口あたりの交付税というのがあるわけです。これは財政基準需要額により、毎年その交付税の額は変更してきますけれども、人口1人あたりにいくら交付税がくるのかということを私なりにちょっと問い合わせせて試算しましたら、人口1人に対し20万円程度の交付税がくるんだということで、5年間では人口1人増えると、100万円ほどになるということです。ですから、10人入ってくれば200万円、5年間では1,000万円。そして100人入ってくれば、1000人という1世帯4人家族とすれば25世帯、25世帯入ってくれば2,000万円の交付税が入ってくる、5年間では1億円という、もうこれは飛騨市にとって空き家対策で移住を進めることということは大変、重要な課題ではないかなと思うわけです。これについてはちょっと時間もございませんので、次の質問に移ります。

大きく2点目は、木質バイオマス活用促進事業について伺います。

地球温暖化対策の一環として、化石燃料の代替えとなる木質バイオマスの普及を積極的に推進するために、木質バイオマス活用促進事業補助制度の創設をするべきと考えます。平成25年度から27年度において、木質燃料ストーブ購入補助事業が3年間の限定で実施されました。実績は、申請件数78件、全体事業費4,865万円、それに対して補助金額は768万円、限度額が1件あたり10万円ということで補助が行なわれました。高山市や下呂市では、現在も補助金制度があります。

飛騨市は、9割が森林で、木材資源が豊富です。木材は、再生可能な資源として見直されており、この資源を有効活用することは、地球温暖化防止のみならず、地域の活力にもつながります。また、近年里山が薪炭林として利用されなくなったため、荒廃し、病虫害や獣害が増大しています。そこで新たに木質バイオマス（ペレット・薪・チップ）を燃料とするストーブや企業等のボイラーの設置に対する補助制度の創設は出来ませんか。市のお考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

木質バイオマスの活用につきましてのお尋ねでございます。木質バイオマス燃料のストーブやボイラーへの補助制度を創設してはというお話ですが、こうした補助制度は、何を政策目的にするのかということを検討する必要があるというのが私の考え方です。私自身はこれは地球温暖化対策というよりは、実施するとすれば市内の森林資源の活用にあつてはどうかというところがポイントになると考えております。つまり、市内の広葉樹を切って使うというところに資するということかどうかというところがポイントになる、ということでございます。その点で調べてみますと、市内の木材生産業者にお聞きしますと、取り扱っている広葉樹のほとんどは製紙用のパルプ材として出荷されてお

る、薪材としての販売はわずか3.7%というのが現状でございます。

さらに、薪ストーブの設置には、高額な初期投資と割高なランニングコストが必要であるということから、一般に広く普及しているとは言いがたいということでございますし、市内の薪販売事業者に聞いてみますと、薪材のほとんど全てを市外から調達しているというところもございます。昨年度まで実施しておりました薪ストーブ購入支援においても、市内の森林資源利用の拡大効果というのは、限定的であったのではないかとというのが私の考え方でございます。

こうしたことから、木質バイオマス燃料のストーブ等への設置支援につきましては、現在のところ消極的に考えております。

他方で、市内の広葉樹の循環を図るというのは大事な施策として、現在、付加価値の高い広葉樹のクラフト利用等への取組みを進めていますけれども、こうした形でもなお活用できない材が出てくるわけでありまして、これを薪として例えば出荷した場合には、何らかの支援を行うというような取り組みについては、なお研究の余地があるというふうに考えております。

要は今申し上げたような形で、利用ができない材を薪として出荷し、市内の森林の循環に繋げていくという形に資する制度とは何かという観点で検討を進めていきたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（中嶋国則）

市長のお考えは「飛騨市内では薪材の利用がないから慎重にしたい」という答弁だったと思います。考え方なんですけれども、その条件を付けて補助するということも検討していただきたいと思います。と言いますのは、飛騨市内の業者からストーブを買ったり、企業がボイラーの設置を市内の業者に依頼すればある程度市内の恩恵もあると、別の観点からも思うわけです。なかなか市長の気持ちは変わらないと思いますので要望とします。

檜の木は大木になるから被害があるんです。ご承知のように、大木は「なら食い虫」が中に入って枯れるということです。せっかくのこういう材を利用するについては惜しいと思いますので、そちらのほうの対策もぜひお願いしたいと、そんなことを要望しまして、次の質問に移ります。

最後の3点目ですが、市道下野～信包線の冬季通行の安全対策について質問します。

県道谷高山線から、森林公園に向かう市道下野～信包線の延長約100メートルが急勾配のため、冬季間は、凍結や雪によるスリップ事故が度々発生しています。事故を防ぐ手立てとして、急勾配を解消するための付け替え道路の要望が地元区から過去に提出された経緯があります。この道路のゆるやかな峠付近は、日陰になっており、凍結してスリップしやすく事故が発生することがあります。通勤利用者から、アイスバーン道路として危険視されています。

ご承知のように、この道路沿いには、近年老人福祉施設が２棟建設され、さらに、２階建の３棟目も建設中であります。この道路を毎日通行される老人福祉施設の方に伺いますとデイサービス車等は２０台余りあるそうです。来年からはさらに通行台数が増え、この福祉施設からも冬季の通行の危険性を訴えられているところです。毎年、冬季になると、県道とのＴ字交差点では、積雪や凍結によるスリップ事故もあり、県道まではみ出してしまうなど、あわや大惨事になりそうな事故もありました。

ぜひ、急勾配を解消するための付け替え道路の建設をすべきと思います。消雪工事や電熱線による凍結防止の工事を実施すべきと考えますが市のお考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部部長（青木孝則）

市道下野～信包線の急勾配解消（冬季通行の安全対策）についてお答えします。

市道下野～信包線は、森林公園などのアクセス道路として大変重要な路線であります。また近年には老人福祉施設が建設され、道路利用者が増加しております。この幹線市道と県道谷高山線との交差点付近は、９％を超える道路勾配で、日陰となることから凍結が起きやすく、交通事故の恐れも想定され何らかの対策が必要であると考えています。

ご提案のありました付け替え道路や、消融雪の整備には多額の費用がかかり、市単独による整備は難しいため、補助事業の採択に向けて検討していきたいと考えています。

しかし、近年の補助内示の状況を見ますと、なかなか事業化の見通しがつかない状況となつているところでありますので、当面の冬季の安全対策としましては、今年度から新たに、散布車による融雪材散布を実施いたしますのでご理解をお願いいたします。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○９番（中嶋国則）

以上で私の一般質問を終わります。

〔９番 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で９番、中嶋国則君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの開議は、午前１０時からいたします。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後３時４１分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（11番）

野村 勝憲

飛騨市議会議員（12番）

森下 真次